

# 令和4年第5回白鷹町議会定例会 第1日

## 議事日程

令和4年9月6日（火）午前9時30分開議

- |       |       |                                     |
|-------|-------|-------------------------------------|
| 日程第 1 |       | 会議録署名議員の指名                          |
| 日程第 2 |       | 会期の決定                               |
| 日程第 3 |       | 諸般の報告                               |
| 日程第 4 |       | 行政報告                                |
| 日程第 5 |       | 一般質問                                |
| 日程第 6 | 議第47号 | 白鷹町教育委員会委員の任命について                   |
| 日程第 7 | 議第48号 | 白鷹町固定資産評価審査委員会委員の選任について             |
| 日程第 8 | 議第49号 | 人権擁護委員候補者の推薦について                    |
| 日程第 9 | 議第50号 | 令和3年度白鷹町一般会計歳入歳出決算認定について            |
| 日程第10 | 議第51号 | 令和3年度白鷹町十王財産区特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 日程第11 | 議第52号 | 令和3年度白鷹町下水道特別会計歳入歳出決算認定について         |
| 日程第12 | 議第53号 | 令和3年度白鷹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 日程第13 | 議第54号 | 令和3年度白鷹町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 日程第14 | 議第55号 | 令和3年度白鷹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について        |
| 日程第15 | 議第56号 | 令和3年度白鷹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第16 | 議第57号 | 令和3年度白鷹町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について      |
| 日程第17 | 議第58号 | 令和3年度白鷹町立病院事業会計決算認定について             |
| 日程第18 | 発議第3号 | 決算特別委員会の設置について                      |
| 日程第19 | 報第 4号 | 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について   |
| 日程第20 | 議第59号 | 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第21 議第60号 白鷹町職員の育児休業等に関する条例及び白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第22 議第61号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第23 議第62号 令和4年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第24 議第63号 令和4年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議第64号 令和4年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議第65号 令和4年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議第66号 令和4年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第28 議第67号 令和4年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第29 議第68号 東根小学校長寿命化工事請負契約の一部変更について
- 日程第30 委員会の閉会中の継続調査について

(議会運営委員会)

---

○出席議員（12名）

1番	今野正明	議員	2番	金田悟	議員
3番	横山和浩	議員	4番	竹田雅彦	議員
5番	丸川雅春	議員	6番	笹原俊一	議員
7番	小口尚司	議員	8番	奥山勝吉	議員
9番	山田仁	議員	10番	菅原隆男	議員
11番	関千鶴子	議員	12番	遠藤幸一	議員

---

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤誠七
副町長	田宮修
教育長	衣袋慶三
総務課長	菅間直浩
税務出納課長	佐藤雅志

企画政策課長	加	藤	和	芳
町民課長	橋	本	達	也
健康福祉課長	長	岡		聡
商工観光課長	小	林		裕
農林課長併 農業委員会事務局長	大	木	健	一
建設課長	菊	地		智
上下水道課長	鈴	木	克	仁
病院事務局次長	渡	部	町	子
教育次長	橋	本	秀	和
監査委員	竹	田	謙	一

---

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高	橋	浩	之
補佐	芳	賀	和	則
書記	竹	田	雅	紀子

○開会の宣告

○議長（今野正明） おはようございます。

ご参集、誠にご苦労さまです。

これより令和4年第5回白鷹町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長（今野正明） 議事日程は、事前に配付のとおり進めます。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（今野正明） それでは議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

6番 笹原俊一君

7番 小口尚司君

の兩名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（今野正明） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、8月26日開催の議会運営委員会に諮問したところ、9月6日から9月15日までの10日間が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、会期は9月6日から9月15日までの10日間と決定いたしました。

---

○諸般の報告

○議長（今野正明） 日程第3、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長、高橋浩之君。

○議会事務局長（高橋浩之） ご説明いたします。

諸般の報告。

1. 第54回置賜三市五町議会連絡協議会定例総会。7月1日、白鷹町。

令和3年度会務報告を了承した。また、役員改選が行われ、会長に米沢市の相田克平議長、副会長に川西町の鈴木幸廣議長が選出された。次期総会開催地は、高畠町に決定された。

総会に引き続き、吉田博之建築設計事務所、吉田博之氏から「木を活かしたまちづくり」と題して講演が行われた。

2. 知事と町村議会議長との意見交換会。7月25日、山形市。

山形県町村議会議長会主催により知事と町村議会議長との意見交換会が吉村県知事並びに県みらい企画創造部市町村課長出席の下に開催され、各地域から当面する課題について吉村県知事へ要望書が提出され、意見交換がなされた。

置賜地方町村議会議長会として「空き家対策支援について」を提出した。

以上でございます。

○議長（今野正明） 諸般の報告が終わりました。

---

### ○行政報告

○議長（今野正明） 日程第4、行政報告を行います。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） 行政報告を行います。

令和4年8月3日の豪雨災害の状況についてご報告を申し上げます。

山形県内南部を連続して襲った線状降水帯の影響により、県内では初となる大雨特別警報が、本町を除く置賜3市4町に発令され、記録的短時間大雨情報も発表されるなど、置賜地方を中心に甚大な被害が発生いたしました。

本町におきましても、3日午後4時51分に大雨警報が、午後4時55分には土砂災害警戒情報が発令されたことから、防災体制を第2次配備として情報の収集等に当たりました。

この間も雨は降り続き、午後5時30分、最上川の水位が菖蒲観測所で水防団待機水位の12.8メートルに達しました。さらに、山形河川国道事務所より、「最上川小出観測所における水位が、午後8時30分には、氾濫危険水位に到達する見込みであるとの連絡があったことから、午後7時45分に「白鷹町災害対策連絡会議」を設置し、同時刻に「災害対策本部」へ移行して、第3次配備での対応といたしました。直ちに各自主防災組織への状況説明を行うとともに、鮎貝、荒砥、東根地区コミュニティセンターに地区担当職員を配置し指定避難所の開設準備を指示しました。

その後も、小出観測所の水位が相当な、今までにない速さで上昇を続けたことから、午後8時57分に広野、菖蒲、荒砥新町地区に、午後9時45分には鮎貝地区の一部に避難指示を発令いたしました。

避難所利用者はピーク時で204人に上りました。また、鮎貝地内の障がい者グループホーム入所者の福祉避難所への避難も行っていただきました。

深夜となり、町内の雨足は弱まり、翌8月4日午前0時20分に職員体制を第2次配備に引き下げましたが、菖蒲観測所の水位は上昇を続け、午前3時のピーク時には17.2メートルに達するなど危険な状況が生じたため、引き続き夜間も警戒に当たりました。

その後午前11時によりやく小出観測所において避難判断水位を下回ったことから、正午に避難指示を解除し、午後3時54分に指定避難所を全て閉鎖いたしました。

今回の降雨量につきましては、白鷹雨量観測所のデータによれば、降り始めからの累加雨量で232ミリを観測いたしました。

この影響による町内での被害状況につきまして、現在把握している主な状況をご報告いたします。

住宅等の建物被害は、床下浸水1件となっております。

農林関係の被害につきましては、農作物等125.5ヘクタール、約4,775万円、農地・農業用施設は12か所、約2億7,956万円となっております。なお、林業施設につきましては、6路線において路面洗掘等の軽度な被害を確認しております。

公共土木施設につきましては、町道3路線、約1,430万円の被害となっております。

観光施設につきましては、最上川の増水によるやな場座敷及び野堤が損傷しており詳細は調査中であります。

特に、農林被害のうち、雪舟町新田揚水機場は、令和に入り3度目の被災となっており、現状復旧ではない防災・減災の対応が必要であることを強く訴えていく必要があると感じているところであります。

なお、緊急的に対応が必要な雨水流入に対応した「し尿処理対策補助金」及び農地・農業用施設の災害査定に向けた調査設計費については、一部予備費を充用し対応に当たっております。

今回の災害に当たりましては、人的被害を1人も出すことなく、被害を最小限にとどめることができましたのも、自主防災組織及び消防団をはじめとした皆様のこれまでの経験を踏まえたご尽力とご協力、高い防災意識のたまものであり心より感謝を申し上げます。

今後は一刻も早い復旧に向けて国・県への支援要請をはじめとしてでき得る限りの努力をまいります。

災害対応にご尽力いただきました皆様に改めて感謝申し上げますとともに、今後の復旧対応等につきましてもご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症の状況といたしましては、8月に入ってから感染状況は落ち着かず、国内において25万人を超える日があるなど、週平均で20万人を超える状況が8月下旬まで続きました。

山形県内においても、8月16日以降、新規感染者が1,000人を超える日が続いており、8月20日には、過去最多となる1,999人が確認され、ひしひしと第7波の猛威を感じているところでもあります。

本町におきましても、8月30日に最多の25名の新規感染者が確認され、連日10人を超えるなど感染力の強いオミクロン株「B.A.5系統」により感染者数が高止まりの状況となっております。

8月末までの年代別の感染者数は、10代までの若い世代と、その親世代の感染が顕著であり、家族内における感染が増えている傾向にあります。町立小中学校、保育園、こども園は、夏休みが終了し、通常どおりの学習・保育活動が始まりましたが、一部で集中的に感染者が発生し、依然として予断を許さない状況が続いております。

町民の皆様には、感染はいつでもどこでも誰にでも起こることを再確認いただき、小まめな換気、三密対策、手指消毒といった基本的な感染防止対策の徹底について重ねてお願いをいたします。

新型コロナワクチン接種につきましては、現在、4回目接種を進めておりますが、高齢者の地区別の接種は9月14日までの完了を見込んでおり、基礎疾患を有する方などを含め9月末日までに対応してまいります。

オミクロン株対応ワクチンの接種につきましては、国において検討が進められておりますので、引き続き情報収集を行い、町立病院をはじめ町内医療機関と連携を図り接種体制の確保に努めてまいります。

また、5歳から11歳までの子どもたちにつきましては、今後3回目接種が実施されることから、引き続き管内小児科医のご協力をいただき接種体制を確保してまいります。

このほか、8月末までの予定であった置賜保健所への町職員派遣につきましては、感染者数の減少が見込めない状況などから、県より9月15日まで派遣期間の延長を求められました。これを受け、木曜、土曜、日曜の週3日間の職員派遣を継続しており、逼迫している保健所業務に対して協力をさせていただいているところでございます。

一方、町内の経済状況につきましては、全体的に回復傾向にあるものの、自動車部品製造業においては、半導体不足や中国上海市で実施されたロックダウンに起因する部品供給不足等による自動車減産の影響が見られるほか、飲食業においては宴会需要の低迷が続いており、夜間の営業比率が大きい飲食店では特に厳しい状況にあります。

また、燃料価格や原材料価格などの高騰が続いており、厳しい経営環境が長引く中、経営者が高齢となった小規模事業所においては、事業縮小を選択する事例も出ております。

町といたしましては、8月以降の経済対策として「白鷹町飲食店等応援緊急経済対策事業」や「白鷹町運送事業者等支援給付金」を実施し、特に影響の大きい業種への支援を行ってきたところであり、今後も各施策を展開していく予定であります。

今後につきましても、町内情勢を的確に捉え、国・県の取組の動向を踏まえながら町民の皆様の暮らしを守るため、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る取組を実施してまいりたいと考えているところでもあります。

次に、町内児童生徒の全国大会等への出場についてであります。今年度行われました山形県中学校総合体育大会において、白鷹中学校が出場した多くの競技で優秀な成績を収めることができました。

県大会においては、サッカー部が優勝し2度目となる全国大会出場を決めました。8月17日から本県鶴岡市において開催された全国大会では、北海道第1代表の札幌大谷中学校と対戦し0対6で敗退という結果でありましたが、全国規模の大会に出場できることは称賛に値するものであり、日々の部活動においてレベルの高い練習が行われている成果であると考えております。

また、小学校では、東根小学校6年生の関崎千那さんが8月7日に北海道函館市で開催された東日本都道府県小学生陸上競技交流大会で100メートル走に出場し、8月20日、21日に神奈川県横浜市で開催された全国小学校陸上競技交流大会で100メートル走に出場しました。

また、同全国大会には、荒砥小学校6年生の高橋梨桜さんも80メートルハードルと走り高跳びの女子混合種目に出場しました。2人とも惜しくも入賞には届きませんでしたが、小学生から全国規模の大会に出場できることは大変すばらしいことであると考えております。

さらに、高校生では白鷹中学校出身で現在、九里学園高等学校3年生の紺野稜真さんが、8月5日から徳島県鳴門市で開催された全国高等学校総合体育大会陸上競技大会において、400メートルと110メートルハードルで見事ダブル優勝し、本大会のMVPに選ばれました。また、紺野稜真さんと同じく白鷹中学校出身で現在、九里学園高等学校2年生の後藤理久さんの2人が共に出場した1,600メートルリレーでも決勝で見事6位入賞となりました。町出身の高校生が全国の舞台で躍動し、優勝を手にするなど、町の小中学生に大きな夢と希望を与えてくれたと思っております。

このような結果につきましては、町の子どもたちがコロナ禍の厳しい環境下にあっても日々、研さんを積んで、そして楽しみを見出しながら競技に向かい合ってきた背景があり、その輝かしい成果であると思えます。

町といたしましては、全国大会出場に際し激励金の交付と、中体連等活動補助金の追加交付により出場経費の支援を行うとともに、今後とも部活動等の競技力向上と環境整備等に向けて取り組んでまいりますので、関係各位のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（今野正明） 行政報告が終わりました。

---

## ○一般質問

○議長（今野正明） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問の質問事項については、お手元に配付の文書表のとおりであります。

不登校児への支援の在り方と部活動の地域移行について、4番、竹田雅彦君。

〔4番 竹田雅彦 登壇〕

○4番（竹田雅彦） 皆さん、おはようございます。

今回一般質問につきましては、不登校児への支援の在り方と部活動の地域移行について質問をさせていただきます。

1点目は不登校児への支援の在り方についてでございます。前回の6月議会定例会の際、丸川議員の一般質問の中で、年間30日以上の不登校の児童生徒は、令和3年度では町全体では20名であり、その内訳は、小学校4名、中学校16名となっており、過去2年間の状況と比較すると、令和元年度の16名、令和2年度の11名に対し増加傾向にあり、また不登校の基準には満たないものの、なかなか学校に足が向かない児童生徒も、令和3年度で小学校17名、中学校7名であるという町当局からの答弁がございました。

そして、町の対策として、学校生活支援員や教育相談員、スクールカウンセラーを配置し、個別支援や進路支援などを行っていただくなど、それぞれの児童生徒に対応していただいている現状を認識できたわけでございます。

令和4年度もはや5か月が過ぎ、夏休みも終わり2学期が始まっております。今年度の状況はどうか、また、今まで取り組んできていただいている対策によって昨年度、不登校及び不登校ぎみであった児童生徒はどのくらい登校できるようになったのかも含め改善傾向にあるのか、また、今後の課題は何か、お伺いをいたします。

2点目は部活動の地域移行についてでございます。現在に至るまで部活動に関しては様々な課題もあり、運動部に関しては6月6日に、文化部に関しては8月9日にそれぞれ、運動部はスポーツ庁、文化部は文化庁の部活動の地域移行に関する有識者による検討会議において、令和5年度から令和7年度末をめどに、まずは休日の部活動から段階的に地域団体などへ委ねていくなど、部活動の地域移行の提言が出されたわけでありませう。

背景には、少子化の進行が深刻であり、部活動自体の持続可能性という面で非常に厳しさが増してきたこと、また、実際に経験のない教師の方々が部活動を指導せざるを得なかったり、休日も含めた部活動の指導や大会への引率、また大会運営への参画などが求められるなど、教師の方々にとって大きな負担となっていたことなどがあるわけでありませう。

このことを踏まえ、少子化の中でも子どもたちが引き続き部活動を継続していく機会を確保し、あわせて、教師の方々の働き方改革を推進し、学校教育の質を向上させるた

めの提言でもあるわけですが、町としては、以前より部活動に外部コーチを招いて指導を仰いできた経緯もある中で、現在の部活動も含めた子どもたちのスポーツ、文化活動の状況と教師の方々の現状、それから先ほどの提言を受け町としては何年度をめどに地域移行を目指すのか、また、地域移行する際の課題は、現段階においてどういうものがあるのか、それに対する対応策や体制づくりをどう考えているのか、お伺いをいたします。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 竹田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

本町では、「夢を持ち郷土を愛する「ひと」づくり」を第6次白鷹町総合計画の教育分野における基本目標とし、「教育は未来への投資」という姿勢で施設整備や人的配置をはじめ様々な事業を、保護者や町民の皆様のご理解をいただきながら積極的に進めてきたところです。人づくりや教育における効果というのは、短期的にはなかなか現われにくいと言われますが、現場の先生方が一生懸命努力されているおかげで着実に効果は上がっていると感じているところです。

白鷹中学校サッカー部の山形県中学校総合体育大会優勝による全国大会への出場や九里学園高等学校の紺野稜真君のインターハイ2種目優勝、大会MVPの獲得など、本町の子どもたちや本町出身の若者が全国の大会で活躍している姿を見聞きしますと、うれしい限りであります。

学校教育の分野では、「知・徳・体が調和し、社会の変化に対応できる白鷹の子ども」の育成や「自他のいのちを大切にし、共生社会の実現に向けた教育の推進」、「地域・人を知り、郷土愛を育む教育と質の高い教育の推進」を基本方針に掲げ、子どもたちを安心して任せることができる学校づくりに取り組んでおりますが、グローバル化や情報化、少子高齢化など社会の急激な変化に伴い、いじめ・不登校への対応のほか、特別支援教育の充実、ICTの活用など高度化、複雑化する課題への対応が求められております。また、変化が激しく先行きが不透明な社会を生き抜く力を育むためには、学校、家庭、地域のさらなる連携が不可欠となっております。

本町におきましても、児童生徒の急激な減少や施設の老朽化に加え、施設の機能面においても十分な設備が整っていないなど課題があるものと認識をしております。

これらの課題に真摯に向き合いながら、「白鷹町で子育てをしたい」、「白鷹町で暮らしてよかった」と感じられるような学校づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

なお、不登校児への支援の在り方と、部活動の地域移行につきましては、教育現場を取り巻く状況のご質問でありますので、詳細の答弁は教育長にお任せしたいと思います。

以上、私からの竹田議員への一般質問の答弁といたします。

○議長（今野正明） 教育長、衣袋慶三君。

○教育長（衣袋慶三） 竹田議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、不登校児への支援の在り方につきましてお答えいたします。

町内の学校では、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりと、そして、不登校やその傾向がある生徒への支援に力を入れております。

6月議会定例会の丸川議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、不登校状態にある児童生徒につきましては、それぞれ異なる悩みや不安を抱えており、安心して過ごせる場所、自らの役割を演じられる機会、ほかの人とのつながりを持つことが回復する道になるものと考えております。児童生徒一人一人の抱える不安や課題によって起こる生きづらさや保護者の不安や願いに寄り添いながら指導に当たっております。

学校における不登校につきましては、年間30日以上欠席を不登校児童生徒として捉えておりますが、令和4年度1学期末時点での不登校児童生徒は、小学校1名、中学校8名の9名となっております。これは令和3年度1学期末時点における小学校1名、中学校7名と比較し1名増となっております。今年度1学期末現在で不登校になっている中学生8名につきましては、昨年度から引き続き不登校となっており一度に改善することは難しい状況にあります。

しかしながら、昨年度不登校だったものの、今年度、進学進級し教室に登校して学校生活を送ることができるようになった児童生徒もおります。中学校では、このほかに学習室、保健室などの別室にて学習を行っている生徒が昨年度は10名おりましたが、今年度は教室にて学習する時間が増えたり学習室を利用しなくなったりと改善が見られる生徒もおります。

不登校の原因として考えられる要素は、学業の不振や個人の持つ特性による困り感、生活リズムの乱れ、メディア使用の影響、人間関係づくりの困難さなど、抱えている課題は様々で断定するのは難しい状況にあることから、本人、保護者と面談する機会を持ちしっかりと一人一人の声に耳を傾け個々の実態に応じた対応を行っております。

学校現場では、本人の状況に応じて学級や部活動の児童生徒との関わりを持たせながら、担任のみならず、学校がチームとなって支援を行っております。スクールカウンセラーにつきましてもチームの一員として大きな役割を担っており、該当児童生徒や保護者へのカウンセリングに加え、担任等の教員に対しコンサルテーションと称して助言をいただくなど、指導に生かすことも積極的に行っております。

また、教室への登校に限らず学習室や保健室へ登校しながら学習をしたり、部分的であっても学校行事や学校生活に参加する中で登校につなげていけるように支援を行っております。

さらに、不登校児童生徒の学びの場として適応教室に2名の教育相談員を配置し、児

児童生の個別指導に当たるなど、個々の特性に応じた様々な支援を行っております。

教育相談員の指導を受けている児童生徒は以前と比べて登校への意欲が高まっているという報告もありました。特に長期欠席となっている児童生徒に対する支援が課題となっておりますが、学校に登校することだけを目指とせず、児童生徒の将来を見据え社会的に自立できるよう支援することが大切であると考えております。

引き続き家庭、学校、教育委員会の連絡を密にし、ひきこもりや家族支援等を行うNPO団体など関係機関とも連携を図りながら、一人一人の児童生徒に寄り添った支援を行い、不登校児童生徒の減少につなげてまいりたいと考えております。

次に、部活動の地域移行につきましてお答えいたします。

中学校における部活動につきましては、これまでも教育活動の一つとして位置づけられ、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養などに資するものであり、体力や技能の向上を目指すだけでなく集団での活動を通じた人間形成の機会となるものであります。しかし、生徒数の減少やそれに伴う教員数の減少、専門的な指導者の不足など、現在の変化に対応した持続的な体制の整備が喫緊の課題となっております。

このような状況の中で文部科学省では、将来にわたり我が国の子どもたちがスポーツ及び文化芸術に継続して親しむことができる機会の確保に向けて運動部及び文化部、それぞれにおいて地域移行に関する検討会議を設置し、まずは休日の部活動から段階的に地域移行をしていくことが提言としてまとめられたところです。

その中で、令和5年度から3年後の令和7年度末を目途とし、地域の実情に応じながら可能な限り早期の実現を目指すこととされており、学校と地域が協働・融合した中で、地域におけるスポーツ及び文化芸術活動の環境を整えることが求められております。

また、昨年度より全国で実践研究が始まり、本県でも進められておりますが、学校規模、部活動の体制、受皿となる団体など多様なケースが考えられることから、課題の洗い出しや対応策の検証が行われている段階にあるものと認識しております。

本町では、部活動の地域移行に向けて、体制整備に関する検討や準備を進めるための協議会を立ち上げるべく準備を進めているところです。関係団体に情報提供を行いながら組織化を進めております。協議会のメンバーにつきましては、町スポーツ協会、スポーツ少年団本部、芸術文化協会などの関連団体の代表や学校関係者、保護者代表など各方面の方々に幅広く参画いただき、地域全体で考える体制整備に取り組んでいきたいと考えております。

また、検討に当たっては、当事者である生徒や保護者への目的・趣旨の周知とともにアンケートや意見聴取などを実施するなど、実現可能な範囲で効果的かつ持続可能な取組を検討してまいります。

部活動の主役は生徒であり、「楽しさ」や「喜び」を感じることを本質に、スポーツ

団体、芸術文化団体、指導者、学校が連携・協働して子どもたちの多様な体験機会を確保できるよう努めてまいります。

以上、竹田議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） それでは、不登校児への支援の在り方について何点か質問をさせていただきます。

まず、小学校、中学校のそれぞれの不登校及び不登校ぎみの現在の子どもの数字が今示されたわけでございますが、小学校から今度、中学校に上がる際、小学校で不登校または不登校ぎみだったお子さんが中学校に上がる際には、小学校から中学校への連携と申しますか、引継ぎというものは今どうなっているか、お聞きしたいと思います。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えいたします。

小中学校の連携につきましては、教育相談事業の一つとして年に5回、教育相談定例会を開催し、町内各小中学校の不登校及び不適応の状況や生徒指導等について情報交換を行っております。

2名の教育相談員と担当指導主事、各校の生徒指導担当や教育相談の担当が集まりまして各校の不登校、不適応児童生徒の近況を報告し、教育相談員の先生に指導、助言をいただきながら改善に向けた支援策について検討を行っております。定例会の中で町内の不登校、不適応児童生徒についての情報を共有することで、小中学校が連携して指導に当たることができております。

また、小学校6年生の授業を中学校の担任が参観したり、児童の情報を提供し合う引継ぎ会を各校で行うなど小中学校の連携に努めているところでございます。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） ありがとうございます。

それぞれの小学校から中学校、中学は1校なわけですが、各小学校同士の情報交換もできているということが認識できたわけであります。

続いて、要因についてであります。不登校、先ほど答弁書の中にも様々な要因が考えられるという答弁がございました。その中で山形県の支援ハンドブックの中にも、小学校ですと無気力とか不安、親の関わり方、生活リズムの乱れなんていうのが主な要因だと。中学校に関しては、それに友人関係も含まれてくるということで主たる要因として挙げられているようでございます。

不登校というのは、やはり教育の中でのストレス、それからそのお子さんの発達状況が絡み合って発生するものだろうと思っておりますが、町としてある程度、傾向としてどういう原因がより多くあるのかというところを把握していらっしゃるかどうかお尋ねをいたします。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えをいたします。

不登校児童生徒数につきましては、全国的にも増加傾向にあり本町も同じ傾向にあるものと捉えているところでございます。全国の不登校児童生徒数の割合につきましては、平成17年度で、小学校で0.32%、中学校で2.75%でございました。対して令和2年度では、小学校で1%、中学校では4.09%と、小学校で3倍、中学校でも1.4倍となっております。

これらの要因といたしましては、社会の急激な変化に伴い児童生徒を取り巻く環境が多様化、複雑化していることやSNS等によるコミュニケーションの変化など様々な要因が考えられます。

不登校、不適応となっている児童生徒の中には、それぞれの特性から日常生活や人間関係に困り感を持つ子どもも少なくはありません。また、思春期における自律神経のアンバランスが引き起こす心身の不調などを有する場合もございます。

学校では、担任と養護教諭を窓口として保護者と相談を重ねながら医療機関を受診し、助言を求めるなど児童生徒一人一人に寄り添った対応を進めているところでございます。

また児童生徒のみならず、保護者が抱える不安に寄り添うために面談やスクールカウンセラーの活用を図りながら専門的な指導助言をいただき、家庭への支援を行うなど改善に向けた取組を進めているところでもございます。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） その中で、例えば個別対応を必要とする児童、それからなかなか困り感とか生きづらさを抱えている児童、そういった児童の中には、県のハンドブック等にもございますが、ある程度、診断はされていなくても発達障がいなりそういう傾向にあるお子さんも多いということも書いてございますし、それからうつ等の精神疾患が疑われるお子さんもいらっしゃる。先ほど、医療につないでいるということもございましたが、例えば福祉分野との連携等、そういったお子さんがいらっしゃる場合は他職種との連携などはどうなっているかをお尋ねいたします。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えいたします。

福祉関係との連携についてでございますが、今回御質問をいただきました不登校、不適応児童生徒の対応につきましては、基本的には学校、教育委員会、教育相談員、スクールカウンセラーの連携の下、支援を行っているところでございますが、保護者との相談の中では福祉的な支援が必要な場合もございます。

また、民間組織などが運営するフリースクールなどを希望される方につきましては、健康福祉課との連携も必要になってございます。そういった部分で連携を取りながら各種サービスや団体へつないでいるところでございます。

今後におきましても、児童生徒や保護者の声に寄り添いながら各課との連携を図り、困り感の解消に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） それなりに連携を取っていただいているということが認識できました。

それで、年3回ほど児童生徒にスクリーニングを行っていただいております、そのスクリーニングを行っていただいておりますお子さんの傾向等を把握していただいておりますと聞いてございます。その結果ですとかそこからの課題、対応策などをお聞きしたいと思います。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えをいたします。

本町では、白鷹町学校教育研究所の取組の中で特別支援教育の充実に向けた事業として、ユニバーサルデザインの視点を取り入れたインクルーシブ教育を推進するために、令和2年度より回数を増やし各校3回の臨床心理士によるスクリーニングを行っているところでございます。各校におきましては、指導方法の助言という視点から軽微な点についても広くチェックをいただいているところでございます。

その結果を受けまして保護者と情報を図るケースや在籍学級について検討を進めるケースにつきましては、教育委員会へも情報を共有していただきながら共に対応を進めているところでございます。

この臨床心理士によるスクリーニングを特別支援教育の研修の機会とも捉えておりました、スクリーニング後には教員に対するコンサルテーションや研修会などを行い指導力の向上にもつなげているところでございます。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） スクリーニングの結果としてこういう傾向のお子さんがこれぐらいいるということは、なかなかこの場ではお答えできないかと思いますが、学校の先生方の話をお聞きすると、それなりそれ相応の人数で、例えば先ほど言った発達障がい系のお子さんがいらっしゃるということがあったようでございます。発達障がいに関しましては、やはりほかの人となかなかコミュニケーションを取りづらいつつとか、それからそれぞれの環境に合わないときには、なかなか自分から仲間に入っていけないとかいうことがございまして、そうすると2次障がいとして不登校ということが考えられるわけでございます。そういったときにも、やはりこういったスクリーニング等をきちんと活用していただきながら対策を打っていただきたいと思います。

次です。当然、不登校なり不登校ぎみのお子さんに関しましては、未然防止と早期発見というのが非常に大事になってくるかと思っております。その中で山形県が出した支援ガイドブックにも教職員が主導しての居場所づくり、児童生徒が主体となる絆づくりが重要だと示されているわけです。特に児童生徒が主体となる絆づくりに関しましては、例え

ば私が子どもの頃ですと、仲のいい生徒が時折お邪魔して顔つなぎをすとか、そういった生徒たちの仲間関係にある程度活用しながら関わってきたということもあるわけでございます。そういったことに関して居場所づくり、それから絆づくりに関して町としての取組はどうか、それに対しての課題はどうか、お尋ねをいたします。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えをいたします。

町内の各小中学校では、自己存在感、共感的な人間関係、自己決定から成る生徒指導の3機能を生かした学級づくり、授業づくりを目指しております。また、好ましい人間関係を基盤とした生徒指導を推進し、児童生徒の居場所づくりや絆づくりに努めているところでございます。

学校生活における児童生徒の満足感や意欲、学級集団の状態を測定するQ-Uテストを年2回実施し、その結果を基に学級が児童生徒にとって居心地のよい居場所になっているのか、互いの絆を育むことができているのかを分析し、指導に生かしているところでございます。

また、各学校におきましては、児童会や生徒会の自治的な活動として居場所や絆づくりにつながる集会などを行い、相手を思いやる心を育てているところでございます。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） なかなか一朝一夕には効果としては現われないとしても、やはりそういった地道な取組というものはこれからも継続をしていただきたいと思っております。

先ほど答えていただきましたほかの職種との連携の中で保護者、いわゆる家庭の支援ということも出てきました。そのときに、何日か前の山形新聞にもございましたが、保護者同士の話し合いですとか、保護者と関係者が集まっての話し合い、意見交換という記事が出てございました。実際そういった保護者同士の情報共有、一対一ならばしていただいていると思っておりますが、保護者同士の意見交換なり困り事の共有なりというものは、現在までしていただいているのでしょうか。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えをいたします。保護者同士の情報共有の部分でございますが、特段組織化して進めているという状況はございませんが、学校の関係の中において情報共有はできているものと捉えているところでございます。

今は、基本的にはそういった不登校ぎみであったり不登校となっている児童生徒におかれましては、基本的には個別に指導に当たっているところであり、保護者間等の情報共有の場というのは特段提供していないところでございますが、今後、必要に応じまして、保護者の方等のご意見をいただきながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） 現段階ではないということですが、ただ、場合によってそういったピアカウンセリング的なことが必要なご家庭も出てくるかと思います。ぜひ場合によって臨機応変に対応をしていただきたいと思います。

あと答弁の中にもございましたがチームアプローチでございます。学校がチームとなって取り組んでいただいておりますという答弁でございましたが、1人の担任の先生が全てを抱えるということがないよう、ある程度、役割を分担してチームとして取り組んでいただいているということです。これも非常に今後とも重要になってくると思いますが、現段階でどういう取組をしていらっしゃるか、具体的にお尋ねをいたします。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えをいたします。不登校、不適應児童生徒の対応につきましては、学校の管理職や養護教諭、生徒指導や教育相談担当など複数の教職員がチームとなって指導に当たっており、ケース会議を開催しながら指導方針の決定や保護者への対応を行っているところでございます。

また、不登校、不適應児童生徒やその傾向にある児童生徒の保護者に対しましては、面談を実施し保護者の困り感を聞いたり指導や関わり方について話し合ったりする機会を設けておりまして、この保護者面談も担任1人で対応することがないよう管理職や教育相談担当者等が同席して行っているところでございます。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） そうしていただいていることが分かりましたが、これも先ほどの年5回の定例会等である程度の情報というのを共有していただいているのでしょうか。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えいたします。

先ほどご説明させていただきました年5回開催しております教育相談定例会の中でも、共有を図っているところでございます。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） 各学校でのチームというところも当然、重要でございますが、今度は、いわゆる町として教育委員会だけが抱えるということではなくて、特に今の白鷹町に関しましては、子育て支援に関しては健康福祉課の管轄なわけでございます。近隣の町などを見ますと、教育委員会の中に子育て支援の係があつたりして、ある程度、すぐ情報を共有できたりするというところもあるようでございます。

白鷹町の場合は、行政の役割としてはそれぞれ違うわけですが、それができた経過も経緯も当然違うからでございますが、今後、ある程度そういった福祉的側面、不登校だけではなくて不登校になる原因として、例えば家庭に問題があるとか、そういったことがあるときには福祉的側面も当然、これはサポートとして体制を組んでいただきたいと思いますし、そういったことが今後必要になってくるかと思っております。現在までもある程

度、福祉と教育というものは連携をしていただいていると認識しておりますが、今後、さらに連携が必要になるということも出てくると思います。その際の連携の在り方についてお考えがあればお聞きします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 不登校問題を含めたこの流れというものにつきましては、私たち親の世代、ですから、子どもはもう50歳近いということなわけですが、その頃から本当にクローズアップされておりました。

いろいろなケースがありまして、その当時のいろいろな指導としても学校には無理して行く必要もないというご指導があったりいろいろな流れがありました。それに反発する人もおりましたし、いろいろな形があったわけですが、実はその当時からこの不登校問題というのは解決していないと。現実にもまだまだ多いということは何なのかということだろうと私は思います。先ほど来のいろいろご議論を聞いていまして、ここから一歩進むかと。毎年、新しいお子様が入学されてその中からまた増えてくると、あるいは減ったり増えたりということではほとんど横並びの状態に行かざるを得ない。

これは私がちょっと経験した中で申し上げることですのでそういう理解をいただきたいのですが、成長すると6歳で小学校に入るわけですが、そのときにまだまだ成長がそこまで伴っていないと。画一的な同じ一つの籠の中で教育というのが始まるわけですが、到底そこになじめないという子どもがいらっしゃるのだなということは私はある時期、感じるがありました。

なぜかと申しますと、白鷹町に高等専修学校がありますが、その高等専修学校に来るまでは対面での話ができないという子がおられました。ところが、あそこは考えながら自分で生活できるという場所です。そういう中で自分として自分の環境の中で、自分は今何をなすべきかということ踏まえた中で成長してまいりまして、卒業するときは見違えるようなすばらしい人間に成長しておったと。専修学校の全体をまとめ上げるという力も持っておりましたし、そこから自分はもう一度勉強したいということで上級学校に進みました。全て同じではないと、子どもたちは皆、同じではないと、みんなあると。しかし、それをサポートしていくという形をどうやって取っていくかということで、どうしても形に当てはめたいということが、私も当然、これはありますし、多分そういう流れが大きいんじゃないのかということでもあります。

やはり我々の頃は、正直言ってベビーブームですので全然、そういう配慮なんていうことは一切ございませんでしたし、卒業してからもそれなりの生活はみんなやっているのですが、いつの時代も私はそういう傾向というものは変わらないのかな。その変わらない傾向を把握しながら、一人一人の児童生徒に対してどういう支援を我々はしていけるのかなと。それは一対一でやるのが一番いいということは十分分かっておりますが、やはりそれはいろいろな面での財政的な面を含めたいろいろなものが影響してくるとい

うことでありますので、常に現時点で一番の対応の今よりもよくなるということで、教育委員会がそれぞれ協議をしながら一步一步前進しているということは間違いないなど私は思っておりますので、今後におきましても、こういう姿勢を私としては貫きながら、少しずつでも、ますます少子化でございますので、そういう力を入れる部分が必要になってくるものと認識しておりますので、何とぞご理解をお願い申し上げます。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） 今、町長からも答弁ございました、今の不登校や不登校ぎみの生徒に学校に登校していただくということは最優先ではあるかと思いますが、ただ、義務教育は15歳、中学校まででございます、そこからの人生がやはり長い。その上で進路としていろいろなこともあるんだということでございます。やはり学校に登校するということだけを目標にするのではなくて、自分の将来というものをどう捉えて、いずれ将来において社会的自立をしていくかということが、大事だと私も思います。

そこで、卒業後の進路とか、卒業した後のフォローとかアプローチ、これも重要だと思います。町としてどう取り組んでいただいているのか、どう考えていらっしゃるのか。

それから、先ほど町長からもございました白鷹専修学校も、その上級学校との連携がどうなっているかというところを聞きたいと思います。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えをいたします。

中学校卒業後の進路につきましては、長期的に面談を行いながら、地元の高校をはじめ通信制の高校など情報提供を行っているところでございます。

また、学習室や適応指導教室を利用されている生徒につきましても、本人の意向に寄り添いながら時間をかけて進路や受験に向けた準備を行い、自信を持って挑戦できるよう支援を行っているところでございます。社会の変化によりまして就職や進学、そこに至る年齢が必ずしもひもづけされたものではなく、いつでも必要な学びが提供される社会になりつつあります。つまずきが児童生徒の学びの一つとなるように、一人一人の思いに寄り添いながらきめ細かな支援、サポートを行ってまいりたいと考えているところです。

また、本町には荒砥高等学校、白鷹高等専修学校がございます。荒砥高等学校では学習に不安を抱える生徒のために習熟度に応じた教科設定が設けられておりまして、生徒一人一人が自信を持って学び成長できる学習環境が整えられております。

また、白鷹中学校から荒砥高等学校に進学し、新たなスタートを切ることができ力を伸ばすことができた生徒も多いと伺っているところでございます。

また、白鷹高等専修学校につきましては、社会に出てすぐに役立つ技能や専門知識を身につけることができる実践的な学びの場として、特に普通科目よりも実技等を得意とする生徒にとってなくてはならない学校であると考えているところでございます。

中学校時代、なかなか学校に足が向かなかった生徒に対し、地元にある荒砥高等学校や白鷹高等専修学校が有する魅力やその特色を積極的にPRすることで、義務教育からその学びへとつないでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） 分かりました。やはり荒砥高等学校とか白鷹専修学校あたりは小規模でございまして、同じような境遇の方もいらっしゃる。そのときに自分を必要としてくれる、自分を認めてくれる仲間がいるというのは非常に大事だと思います。そこから自分をきっちり自分自身を認める、自分を肯定するという自己肯定感が生まれてくると、町長のおっしゃったような次の学校に行こうとか、それから資格を取って町のどこかで仕事をするという子が出てくるということだと思います。ぜひここは丁寧な出口支援というものはしていただきたいと思います。

不登校については最後です。先ほども答弁の中でちょっとございましたが、いわゆるフリースクールとか家庭への支援を行っている民間団体、NPOも含めてなかなか白鷹町からは遠いところに団体としてあるということがございます。今後、ある程度の社会支援としてそういったものの整備が必要になってくるのではないかと思います。そういった民間の力をお借りしての施設整備等について、もし現段階で町のお考えがあればお尋ねをいたします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 私の友人にフリースクールをやっている方がいらっしゃいます。実は当初、置賜でやろうかということいろいろ準備をしたのですが、残念ながらそこまでのネットワークもありませんでしたし、人的資源もそこまでなかった。

フリースクールをやるにはいろいろな資格的なものも必要ですし、それを取られて頑張っておりました。今も実際にやっています。私も町外でございまして、これから芋煮会に自分が作ったねぎを持って行ったり、里芋、今年は全然作っていませんので持っていきませんが、毎年、里芋を持っていったりしておったんですが、そのことを本当に考えますと、何度も何度も相談を受けていました。フリースクールを置賜でやりたいと。残念ながら実現しませんで現在は山形市内でやっております。何と申しますか、総合的な力、総合的にそれらを何とか守っていかうとする力ですね、残念ながらそれは今の置賜には、ゼロではないと思いますが、その方から言わせれば無理だということで判断して山形でやったということでありますので、白鷹町でどこまでそういうご要請、ご要望が出てくるか分かりませんが、やはりその場合はその都度、判断して適正な形での、やはり我々としてでき得る限りの応援をするしかないだろうと思っています。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） 不登校に関しましては、引き続き丁寧な取組をそれぞれ行っていただきたいと思います。

時間もございませんので、続きまして部活動の地域移行についての質問に切り替えさせていただきます。

地域移行についてですが、現在の部活動の状況、それに対して地域移行をする際の課題、メリットとかデメリットがあると思いますが、課題とそれに対する対応等を現在考えていらっしゃる範囲で結構ですのでお聞きいたします。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えをいたします。

初めに、本町における部活動の現状について申し上げたいと思います。

白鷹中学校の部活動につきましては、保護者や地域の皆様の温かな応援に支えられまして活動をしているところでございます。

先ほどの行政報告等でもございましたが、今年度もサッカー部の全国大会を筆頭に吹奏楽部の県大会での金賞など運動、文化両面で活躍をされているところでございます。

現在、白鷹中学校では、運動部活動13部、文化部活動2部を設置しておりますが、近年の生徒数減少により団体種目では部員の確保が課題となっているところでございます。令和2年度には近隣校との合同部活動を実施したというようなこともあったところでございます。

部活動の指導体制におきましては、ほとんどの部活動においてサブとなる顧問を配置し複数指導体制を取っておりますが、指導経験のない種目を担当している教員も多い現状にございます。

そのため、白鷹中学校では外部指導者を委嘱し、指導体制の維持と専門性の確保に取り組んでいるところでございます。今年度は22名の方にご協力をいただいておりますが、バレーボール部や吹奏楽部、美術部につきましては、専門的人材の確保が難しいこともあり外部指導者が配置されていない状況にございます。

このほか平成30年度から部活動指導員などを配置し、顧問の出張等に左右されずに安全に活動を継続できる体制を取っているところでございます。

また、地域移行する際の課題といたしましては、まずは受皿となる団体や指導者の確保について課題になるものと捉えているところでございます。

特に先ほども申し上げましたが、専門性が高く人材の確保が難しい種目に関しましては、体制の整備が大きな課題になってくるものと認識しております。

先ほど来ありますが、文部科学省から示されております移行スケジュールでは、令和5年度から段階的に取組を進めるということになっておりますが、まだまだ国、県でも課題の洗い出し等が行われ、対応策の検証が行われている段階でございます。今後、その検証の結果など国や県から示される結果を分析しつつ、本町におきましても持続可能な取組となるよう検証をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） 特に地域移行する際は、やはりその地域の受皿、それぞれの団体、それから指導者の確保というのが課題だという答弁がございました。やはり全くそのとおりだろうと思います。それぞれの部活動等とそれぞれのスポーツに関しましても、きっちり指導者が整っているところもあればそうでないところもあったり、それから、先ほど答弁でありました吹奏楽等に関して受皿が非常にどうやっていいのかということもございました。その際、例えば地域に受皿がない場合、遠くの指導者を招くなど、いわゆる非効率になる場合でも地域移行せざるを得ないのかどうか、現段階でのお考えをお聞きします。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えをいたします。

本町ではこの地域移行をする部活動に対しては、今年度中に体制づくりに関する検討と準備を進めるための協議会の立ち上げを予定してございます。

現在、関係団体に情報提供を図りながら組織化を進めているところでございますが、町スポーツ協会やスポーツ少年団本部等の関係団体の代表のほか、学校、保護者代表など各方面の方々に参画いただき、地域全体で考える体制整備に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

この体制整備、地域移行を考えるに当たっては、生徒や保護者に対する目的や趣旨の周知、また、アンケート調査などを行いまして本町の実情に即した効果的な取組を検討していく必要がございます。ご指摘いただきました受皿がない場合の対応につきましても、今後、設置を予定しております協議会の中で検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） これから設置する協議会の中でそれぞれの課題、対応策を検討していただくということになるかと思えます。特にやはり受皿となる団体に関しての責任の所在ですとか、ボランティアなのか、それとも報酬はあるのかとか、そういった課題等もあるでしょうし、休みのときの事故、それからそれに対する保険とかそういったこともあると思えます。

そして、何よりも生徒や保護者への理解、協力というのも非常にこれは大事になってくると思いますので、やはりここら辺は多方面にわたって意見を集めていただきたい。それぞれの団体が納得できるような組織にしていきたいと思えます。

それで指導面に関してちょっとお尋ねをいたしますが、特に平日に関してはそれぞれ学校の先生が指導するということになるかと思えますが、休みのときに関しては地域の方々が今度指導なさるといったときに、指導方針が違くと生徒も混乱するのではないかということもあるわけです。また、休みの日に大会があるときには先生方は引率しないということが原則となるわけですが、そういったことも含め現段階で学校と団体との連

携をどう取っていくのか、お考えがあればお聞きいたします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） この課題は、恐らく令和5年からこういう形を取りましようと言いましても、落ち着くまでには相当な時間が必要だろうと思います。

なぜならば、今、議員がおっしゃられましたように、その指導者、それから学校の部活動との連携というのは簡単に取れない。これは実は私が経験したから申し上げるんですが、私は野球大好き人でありまして、野球の指導に実は県立荒砥高校が軟式から硬式に切り替わるときにもう毎日のように教えに行っていました。学校の中にも当然、先生がいらっしゃるわけですし、その先生が教えることと自分が目指しているものとはこれは全くの差が出てきます。社会人ですからそれは上手にお付き合いをしながら意見交換をしながら進めてきたわけですが、なかなかその辺が難しいということもありますし、また、私自身は役場職員でもあったものですから時間休みをもらっていくと。仕事が遅れた分は時間外に夜の7時から9時頃まで終わらせると。それで時間外がどうのこうのということは一切ございませんでしたが、そういうことが地域の中で本当に認知されるのだろうか。

例えば非常に私はこの件について難しい問題もあります。やはりどうやったら指導者の方にお礼といいますか、具体的に生活もかかっているわけですから、当然、その方にもどういってお礼を出すかと、謝金ですね。土日に先生がやらないということになって、その土日が大会があるわけですから、ほとんど大会なはずで。それを今度、先生方がついていかないということになって本当にできるのかどうか、私はまだまだ時間をかけて、時間をかけるということはルールになればいいわけですが、人材をどうやって確保していくか、その人材にどうやって我々は謝意を表することができるか、この辺については一番現実的な話となってくるだろうと思います。それが非常に難しいなと私は思いますし、そういうものを一つ一つ解決するように学校側と連携を取っていただき、教育委員会で具体的な動きをしていくようにしたいと思っております。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） なかなか指導面に関しても様々な課題があると思います。地域移行した際、教育的側面はその団体に求めるのかとか、先生方がそういった指導者登録を各団体にして先生が引き続きするのかと、それから施設を利用する際に学校やグラウンドを当然利用したほうが便利がいいというようなことがあれば、そういった活用の際のルールづくりをどうするのかという様々な課題があるわけですが。

その中でも先生も生徒もそれから地域も共にメリットのある取組にしてほしいと思っているわけですが。この取組の中でもこの部活動の地域移行をするということに関して、併せて学校教育の質を向上させていくんだということもうたわれてございますが、そこらに関しての町の所見を伺います。

○議長（今野正明） 教育長、衣袋慶三君。

○教育長（衣袋慶三） お答えしたいと思います。先ほど来、部活動の地域移行については課題等も様々ご指摘ありました。そういったことの根底にあるところをもう一度この場で確認しながら、その解決を図っていきたいと考えているところです。

少子化によって子どもたちの教育の機会である部活動を通して人間成長の場を何とかして確保したい、併せて教職員の負担増、多忙化を解消したい、そのことによって持続可能な形での部活動をどのようにつくり上げていくのか。

あわせて、白鷹町では、先ほど来、あるように、白鷹中学校、それ以前の白鷹西中学校、白鷹東中学校から引き継いできた部活動にかける思い、先輩方の活躍、そして、大きな財産があるわけです。そういったものを何とか残しながら新しい体制でつくっていきたいと考えているところです。

そのことを基本に置きながら、課題については、町長が申し上げたとおり、一つ一つ解決し、最終的にはオール白鷹でこの地域移行を支えていきたいと考えているところがあります。

教職員の教育の質に関しましては、部活動にかける時間が1日平均で1.5時間から2時間、休日は2時間から3時間あります。その前後の準備と後片づけも含めれば多くの時間が部活動指導に割かれているわけです。これが地域の方々のご指導によりまして何とか部活動が地域移行すれば、その時間を教材研究や生徒指導の生徒理解に充てることのできるわけです。それによって、結果として子どもたちが学校での教育活動が充実し、休日や放課後は地域の方のより高い指導によって部活動にかけることができます。結果として子どもにとってはプラスとなり教育の質の向上を図られるわけです。

あわせて、先ほど来、あるような地域の方々の人材確保によって地域の財産、資源となっている人材がより発掘されて、そういったことでさらに地域の人づくりにつながっていけばいいのかと思っているところです。

いろいろ課題もありますが、どうかそういったことをこれから3年間かけて何とか新しい白鷹町の部活動、地域移行をつくり上げたいと思っているところです。以上です。

○議長（今野正明） 時間になりましたので、以上で竹田議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時5分といたします。

休 憩 （午前10時52分）

---

再 開 （午前11時05分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

次に、学校生活をより豊かにするための支援を期待する、3番、横山和浩君。

〔3番 横山和浩 登壇〕

○3番（横山和浩） それでは、学校生活をより豊かにするための支援を期待すると題しまして質問をさせていただきます。

日頃より、白鷹町の子どもたちのために様々なご尽力をいただきありがとうございます。

本日は、子どもたちの学校生活支援について2点ほど質問いたします。

最初に、小学校における学校生活支援員の増員について伺います。

小学校には、特別支援学級と普通学級で特別な支援が必要な子どもさんがいらっしゃいます。多様な子どもたちが共に学べる環境づくりのため、教育委員会、学校、町が連携しながらご尽力いただいていることに改めて感謝を申し上げます。

その支援の一つに、町による学校生活支援員の配置があります。学校生活支援員は、プールの監視、学習の遅れや発達的な課題などへの支援を担うわけですが、とある学校の方から、現状を鑑みると人数が足りていないというお話を聞きました。白鷹町はほかの自治体と比べても十分な支援を行っていますので少し意外ではありましたが、現場における一つの声だと思えます。

教員に欠員が出てもなかなか再配置されない状況があり、学校生活支援員にも不足感があり、管理職の先生がその役割を担うことで何とかぎりぎり運用しているとのことでした。私自身、小学校に伺った際に、管理職の方が支援している姿を何度か見かけております。

その結果、管理職の方が特別の支援を要する子どもさんがいる教室に行けなくなる。より多くの子どもたちのために手をかける時間が減るなど、目に見えないところで影響が生じてしまう懸念があります。

つきましては、教員に欠員が出た場合には速やかな再配置を山形県に働きかけていただくとともに、町としても学校生活支援員の増員に関して支援を充実していただきたく思いますので、現状の認識と今後の方針について伺います。

続いて、スクールカウンセラーの増員について伺います。

山形県では、スクールカウンセラー2名を白鷹中学校に派遣しています。加えて、緊急時の個別相談などに対応するため、白鷹町では独自にスクールカウンセラーを派遣する事業を行っています。

不登校や学習の遅れなど様々な悩みを抱える方が外部の専門家に安心して相談し、支援を受けられる、とてもすばらしい取組だと理解しております。

しかしながら、県が派遣するスクールカウンセラーは常勤ではなく、白鷹中学校においての相談日は、お二人の方を合わせて月に1日、2日となっているようです。相談は常に予約でいっぱいとのことですから、本当に困っている子どもさんを最優先に支援くださっていると思えます。

そうなると、相談回数の制限から、つまずきや不安感など初期段階の悩みに対して十

分な支援を届けにくいといった状況があり得るのではないのでしょうか。本当に困っている子どもさんへの支援はもちろん、大事なことです。

あわせて、不登校等を新たに生み出さないための早期の支援も同じく重要であると思います。そのためには、スクールカウンセラーの相談日を増やすことを検討すべきではないかと考えます。つきましては、スクールカウンセラーによる相談日を毎週1日、可能であれば週二、三日、最終的には常勤化を目指すように山形県に要望していただくとともに、町としてのさらなる支援を期待したいと思いますので、ご所見をお伺いします。

関連して、小学校におけるスクールカウンセラー制度について伺います。

中学校に派遣されているスクールカウンセラーですが、希望すれば小学校の子どもさんも利用できるかと理解しています。しかし、先ほど申し上げた月に1日、2日という日程の中で小中学校両方の相談を受けることになるため、簡単に支援を広げられない難しさがあるのではないのでしょうか。

あるスクールカウンセラーの方にお聞きすると、小学校の段階から週1回など丁寧な支援を受けたほうがよいケースもあるそうです。また、小学校の管理職の方から、スクールカウンセラーの派遣を期待する声を聞きました。

文部科学省のウェブサイトにも小学校への配置の拡大は、中学校において増加する問題行動等の未然防止といった観点からも大切であると明記されております。つきましては、小学校への単独のスクールカウンセラー配置派遣について、現場の声を聞きながら実施を検討すべきでないかと考えますので、ご所見をお伺いします。

以上、2点を質問いたします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 横山議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

ただいまのご質問の内容につきましては、教育分野における具体的なお質問でございます。学校生活支援員の配置の増、あるいはスクールカウンセラーの中学校から小学校で週一日というような具体的なことでありますので、あくまでも子どもたちの学校生活の支援につきましては、教育現場を取り巻く状況のご質問と理解をさせていただきます。詳細につきましては教育長に答弁をいたささせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 教育長、衣袋慶三君。

○教育長（衣袋慶三） 横山議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、小学校における学校生活支援員の増員につきましてお答えいたします。

小中学校の教員につきましては、全国的に、いわゆる団塊世代の大量退職等の影響により若年化が進み、結婚や出産を迎える教員や病気療養などの休暇取得者が増加しております。また、長時間労働などの教員に対する悪いイメージから教員志願者が減少し、

特に常勤及び非常勤講師などの臨時的任用教員の必要人数が確保できていない状況にあります。

山形県におきましても全国と同様に必要な教員の確保が課題となっており、町内各小学校における代替教員等の適切な配置について、県教育委員会に対し要望を行っているところであります。

本町では児童生徒の多様性を大切に、一人一人の困り感に寄り添いながら誰一人取り残さない教育の実現に向け、人的及び物的な教育環境の整備に取り組んでまいりましたが、近年、特別支援教育の理解が進んだことやインクルーシブシステムの推進により、児童生徒個別の教育課題に応じた支援の重要性が増しております。

そこで、町内小中学校に配置している学校生活支援員を令和2年度より10名から11名に増員するなど、体制の強化を図っているところであります。

学校生活支援員は、個別対応を要する児童生徒へのきめ細やかな支援を実現するため、学習支援や安全確保のための見守りのほかに個別の生徒指導支援、教員の校務支援などその業務は多岐にわたりますが、教員が児童生徒に直接指導する時間を確保するなど重要な役割を担っているところであります。

学校生活支援員の増員につきましては、引き続き各校の実情を的確に捉え学校生活支援員の適切な配置を行い、「学び、集い、笑顔かがやく白鷹人」の育成に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、スクールカウンセラーの増員につきましてお答えいたします。

県のスクールカウンセラー活用事業により、白鷹中学校に、児童生徒の心理に関し専門的かつ高度な知識や経験を有するスクールカウンセラーが配置されております。スクールカウンセラーの配置は、小中学校におけるカウンセリング機能を高めるとともに、不安や悩みを抱え学校に足が向かない児童生徒に対する心のケアや保護者及び教職員に対する相談、教職員への研修など学校の教育相談体制に大きな役割を果たしているところであります。

スクールカウンセラーは、心の専門家として中学校と小学校における課題解決を支援するために配置されておりますが、定期的なカウンセリングのほか、本町では、さらに町独自に予算を確保し、緊急的な相談にも対応いただいております。児童生徒並びに保護者の心のありように関わる様々な問題に応えるべく取り組んでおります。

現在の活用状況といたしましては、不登校、不適応児童生徒に対する活用のみならず、担任との面談の中で悩みを抱えていることが見受けられる児童生徒のほか、子育てや子どもとの接し方について困り感を持つ保護者へのカウンセリングなども行っていただくなど、課題の初期段階における支援という視点も大切にしております。

カウンセラーは、様々な問題を抱える相談者に寄り添いながら相談支援を行うため、専門的な知識のほか、相談者との信頼関係が非常に重要になります。また、カウンセラ

一によって専門とする領域に違いがあるなどカウンセラーの属性に左右されるものでもあります。

他市町の例などを見ますと、医療機関等との掛け持ちでの対応により多忙を極め、相談の連続性の維持が困難な事案もあると伺っています。本町では、幸いにも県から配置いただいているカウンセラーの方に多忙な中でも継続して関わっていただいておりますが、児童生徒の進路に関し知見を有する人材は県内でも限られており、常勤で依頼できる人材の確保につきましては困難な状況にあります。

町といたしましては、これまでもスクールカウンセラーを必要とする児童生徒や保護者の要望に対応してまいりましたが、引き続き児童生徒の心にしっかりと応えていくためカウンセラーとの連携を密にし、より多くの希望に応えられるよう努めてまいります。

次に、小学校におけるスクールカウンセラー制度につきましてお答えいたします。

スクールカウンセラーは、県、町、いずれの制度におきましても、小学校、中学校どちらでも活用することが可能となっております。現在のカウンセラーの所属先は白鷹中学校であります。これまでも小学校からの要請に応じカウンセリングを行っております。県の制度では毎年210時間が上限ですが、町で独自にカウンセラーの配置に取り組んでおります。直近では、令和2年度には36時間、令和3年度には55時間の相談を行っておりますが、そのほとんどが小学校の相談対応となっており、単独配置ではないものの、必要に応じた対応ができているものと認識しております。

心のケアを必要とするのは中学生特有のものではなく、小学生であっても不安や悩みを抱え支援を待っている児童がいることを考慮し、スクールカウンセラーなどの専門家の指導を得ながら改善に導いてまいりたいと考えています。

以上、横山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 丁寧な答弁を頂戴いたしました。引き続き質問をさせていただきます。

最初に学校生活支援員について伺います。

まず、学校生活支援員の適正な配置を行いたいということで大変心強く感じているところでございます。また令和2年度に10人から11人と増員されているということ、こちらにも感謝したいなと思います。ただ、その一方で先ほど申し上げたとおり、現場ではちょっとそれでも足りていないという声があったということでございます。

学校生活支援員というのは、先ほどおっしゃられたとおり、業務は多岐にわたるわけですね。重要な役割を担っておられると。学校運営に欠かせない存在と理解しております。その役割の一つである、例えば普通学級における特別な支援を要する子どもに対して学校生活支援員の支援というものは十分に行き届いているのでしょうか。そのあたりについて学校現場からの声があれば伺います。

また、現在の人数というのは現状を鑑みて適正として考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えいたします。特別な支援を要する子どもに支援は行き届いているのかというところでございますが、各通常学級における特別な支援を要する児童生徒につきましては、個々の特性が多岐にわたるものであり、支援が必要な場面もそれぞれに異なってございます。通常学級におきましては、集団の中で学ぶ場面で学習効果を高める支援、また個々の力を伸ばすための支援が必要となっております。

小学校の低学年におきましては、集団の中で学ぶ際に必要な集中力を支える声かけであったり個別事案に対応する際の見守りのほか、グループ活動における見守りなど各場面に応じた対応が必要となりますが、高学年になるに従い学習状況に応じた個別の支援が増加してまいるところでございます。

各学校におきましては、学校生活支援員と連携しまして個別の支援、指導に当たっておりますが、支援に当たる人数が多くなり過ぎますと、身近にいる大人にすぐに頼りがちになってしまったり、指導者同士を比較してしまったりと効果的な指導と集団づくりを阻害してしまう場合もあることから、学級経営の状況に応じた適切な配置を行い最適な学びの環境づくりに努めているところでございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 状況に応じて適切に対応いただいているということだと思います。

ただ、現在の学校生活支援員11名ということで、小学校においては、お2人ないし3人の方がついておられるということかなと理解しておりますが、そうなりますと、現実的には特別支援学級にお一人がつくとすれば、1年から6年の各クラスにおいてお一人の方が回っていただくような形になるわけです。その辺で現場でなかなか苦労があるのかなと思います。

適正な人数というのは、私も当然分からないわけでございますが、特別支援学級の担当としてお一人、低学年、中学年、高学年にそれぞれお一人、そのような形では4人ということも一つあっていいのかなと思います。

また、規模とか、年度に応じて増員であるとか、学校間で融通し合うということも考えられるのではないのでしょうか。支援員の人数を決めるに当たって学校からの要望、現場の声を生かしていただきたいと思います。このあたりについてお考えがあればお伺いいたします。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えいたします。学校生活支援員につきましては、各学校からの要望を基に学校の児童生徒の数や特別支援学級数などを基に配置をしているところでございます。

今後につきましても、新年度に入ってこられるお子さんの状況や学校の状況などをお聞きしながら、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 学校生活支援員につきましては、やはり同じ教室の中で小学校、中学校、いずれにしても学力の向上ということ、それを学校の先生にはお願いもしているわけですし、学校ではそういう目標で頑張っているわけです。

ところが、残念ながら課題を抱えるお子様がおられると全体の授業にならないということがあり、学校生活支援はこれは義務教育ですから本来は県や国がやるべきだと私は思います。

しかしながら、そういう配置がなされないということで町単独で、先ほど次長が言いましたように、年度当初にお願いすべき人数を把握させていただきまして、何人が今の段階で必要だなということで配置をさせていただきますが、なかなかその人材を確保するにも大変な状況です。なぜならば、正規の先生でもありませんので、町からお願いをするということで多分給与の差別もあると思います。それらを含めて解決しながら今までやらせていただいていたわけですが、本来は先ほど申し上げましたように、国でそういうことのサポートをどうやっていくかということがなされていない中で、町単独でやらざるを得ない。

それから、先生が急にお休みになられるというときには、いつでも行けるような環境を整えるということも必要なことかもしれません。それには必ず経費がかかるということも念頭に置きながら、経費以上に大切なものはあるわけですので、この辺については話し合いの中でどこかでやっていくと。

それから、今、横山議員から出ました学校間の、お一人確保しておいて、これは多分生活支援員の先生には到底耐えきれないほどの重圧感が来るだろうと思います。ですから、そういうことがないようにそれぞれの学校の中で確保をさせていただくと。プレッシャーだけではないわけですし、みんなケースが違っていると私はお伺いしていますので、それらについてできる限り、多分白鷹町はこの管内では一番学校生活支援員は配置をしていると。ということは、逆に課題もあると捉えなければなりませんので、両面の立場から少しでも先生方あるいは生徒たちの本当に本分が何なのかということを念頭に置きながら対応していくということが私は大切なものでないのかなと。この辺については教育委員会が毎年、毎年、いろいろその情報を取りながら確保していくと、これが必要だとなれば、私は当然だろうと思っております。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 本来は国がやるべきことじゃないかと、国がやらないから、県ができないから町で単独で支援しているのだということ、本当にありがたいと思っております。引き続きの充実を期待したいということでございます。

それと、今、町長からお話がありました人材確保も大変だということ、これもよく分かるなというところでございます。確保も大変でございますし、年度の途中で支援員の方が欠けてしまうということもあると思います。人材確保は大変な中でそういったことも起きるわけですね。その場合は、当然、遅滞なくすぐにでも再配置をいただきたいと思うわけなのですが、町長おっしゃるとおり、大変だと。じゃ、どうするんだと、その辺についての取組などがあればお伺いいたします。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えいたします。人員を確保するための取組についてお答えをさせていただきます。

学校生活支援員につきましては、町の会計年度任用職員であり、毎年度、募集期間を定めて応募をいただいた方の中から選考をさせていただいているところです。年度途中で欠員が生じた場合につきましては、その都度、応募いただいた方々にお声がけをさせていただきながら配置を行っているところでございます。現時点におきましては11名の支援員を確保できている状況でございますが、長期にわたり欠員が生じることがないように人員の確保に努力してまいりたいと考えているところです。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 欠員が出ないようにご尽力いただきたいと思います。そうなりますと、やはりふだんから学校生活支援員というものがあるのだということも地域の皆さんというか、ご理解いただくという取組も必要になるのではないのでしょうか。

白鷹町のウェブサイトを押見しますと、学校生活支援員について応募という形で掲載してあって問合せ先が載せてあるのを押見しております。これに加えて、関心を高めていただくという意味で応募するのに何か資格が要するのかとか、勤務体系はどうなんだ、具体的な業務内容はこういうことだよと、そういった情報を載せていただいて、何かあったときに俺はこれに興味あったんだという方が出るように取り組んでいただくような方法もあるんじゃないかと思います。そのあたりについてお考えがあればお伺いいたします。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えいたします。学校生活支援員につきましては、他の会計年度任用職員と同様の手続で募集を行っているところでありまして、単独での募集は行っていない状況でございます。

おかげさまをもちまして11名の支援員につきましては、継続で取り組んでいただいている方が多いこともあって、今のところは幅広くホームページ等で募集をかけていないというような状況でございます。

ただ、議員からご指摘ございましたとおり、人口が減少する局面にあって将来的には人員の確保が難しくなることも想定されます。今後につきましては、関心を持っていた

だけのような募集方法なども考えていけたらと思っっているところです。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 続いて、先生の欠員が出てしまうということについてお伺いいたします。

代替教員の適切な再配置、要望を行っているということですが、それでもなかなか進まないということですが、当然、その間、子どもたちへの教育、学校運営、そして、先生への負担増加というものが懸念されるわけです。この欠員による影響というのは知恵だけで何とかしていくというのは非常に困難があるのではないのでしょうか。これは一義的には学校の経営者の課題ということで理解しておりますが、子どもたちへの影響を限りなく減らすためには、先生の負担を増やさざるを得ないということがあり得るのではないかと思います。

私の知っている方から余りにも先生というお仕事が大変で、職を辞めてしまったというお話を聞きました。また精神的に参ってしまったという方、そういった事例が生じる可能性もあります。そういったことが幾つかつながってしまえば、負の連鎖というものも懸念されます。そういったことがないようにしなければいけないと思います。

先生の働き方改革というのも、これは待ったなしということは言うまでもありません。何よりも子どもたちのために今後とも学校、そして、先生への支援を推進していただきたいと思っます。このあたりについてご所見等があればお伺いいたします。

○議長（今野正明） 教育長、衣袋慶三君。

○教育長（衣袋慶三） お答えいたします。欠員が生じた場合の学校や先生方への支援ということからお答えいたします。

教職員に欠員が生じた場合の欠員補充につきましては、県教育委員会の責任において行うべきであります。学校の欠員には教科を受け持つことができる教員免許所有者が必要となることから、人材が不足する中であっては早期の配置が難しいのが現状と捉えているところであります。例えば英語の教科の先生が欠けたら英語の免許を持っている先生に入っただく。その方が、例えば管理職にいれば管理職の先生に入っただくとかそういったことは可能ですが、それができない場合は各学校で教科が複数の場合は融通しながら行っっているところが現状であります。

町教育委員会では県との情報共有のほか、教職員OBの方や免許所有者への働きかけなどを行っ欠員期間の縮減に協力しているところです。

今後におきましても情報の収集に努め働きを継続してまいりたいと思っているところです。どうか理解をいただき、なおかつご協力を願ったいと思っているところです。以上です。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 先生の再配置がなかなか進まないということも理解しております。

そうなりますと、今、働いていただいている先生方への何か支援というものも考えなければいけないのではないかと思います。

そういったものの中ではスクールサポートスタッフというものがございます。県からの支援となるわけなのですが、このたびのコロナ禍対応で、本当は最初の頃にスクールサポートスタッフ、白鷹町の小学校にも派遣されたということで伺っております。その際に電話対応であるとか、授業の準備などそういった面でご協力をいただいて非常に助かったと。現場としては本当にありがたかった、働き方改革にもつながったんだというお話を聞きました。

しかし、現状、なかなか白鷹町への学校には派遣されていない状況と理解しております。引き続き、山形県への派遣要請というのを続けていただきたいと思いますし、白鷹町内の各小学校がそれぞれ要請するという形だけでなく、白鷹町の小学校の中で、例えば全体で2名を派遣いただきたいか、そういう柔軟な派遣の申請というのはいかなるのか、そのあたりについてお伺いいたします。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えいたします。

スクールサポートスタッフにつきましては、新型コロナウイルス感染症に対応するための緊急的な措置として、本町におきましても各学校1名ずつ配置いただいた経過がございます。現在は白鷹中学校のみの配置となっているため、町内の各小学校におきましても、スクールサポートスタッフの配置について要請を行っているところでございますが、実現には至っていない状況でございます。

新型コロナウイルス感染症の発生から3年が経過し、学校における感染症予防や陽性者への対応につきましてはスムーズかつ的確に行われるようになり、少しずつではございますが日常を取り戻しつつあると捉えているところでございます。新型コロナウイルス感染症につきましてはいまだその終息が見通せない状況にございますが、各学校共、これまで培ってきた経験を基に教職員が一丸となることで乗り越えていけるものと考えております。

議員ご指摘のとおり、教員の働き方改革につきましては大きな課題と捉えておりますが、スクールサポートスタッフは現在配置されておりませんが、学校生活支援員の適切な配置等により教員の負担軽減に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 学校生活支援員のご協力もいただきながら先生の負担軽減につながっていることが分かりました。なかなかスクールサポートスタッフが支援にならないということなのですが、学校の先生の負担感を減らすという点だけでいえば、先生でなければできない仕事、先生でなくてもできる仕事、これを振り分けたときに、地域の方からそういった先生の負担感を減らしていただくような取組というものもある面、可能ではな

いかと思います。

昨年度から始まったコミュニティスクールは学校と家庭と地域が一体となって子どもたちを育むものだというので理解しております。地域と学校の協働の取組、これまで何度か学校にお邪魔して拝見させていただきました。蚕桑小学校であれば、学校の中で蚕の飼育をされている姿、10回を超えて拝見させていただきました。これはコミュニティスクールが始まる前から取組が行われていたわけですが、地域の先生をお招きして交流して文化を学んでいくということですので素晴らしい取組だったなと思いますし、議会の広報紙でも表紙の写真として使わせていただきました。コミュニティスクールの中で今までなかった学校の清掃を地域の方に協力していただくということが始まっているようです。こちらも拝見してもらいましたが、こういったコミュニティスクールの中で学校の先生の負担感を減らしていただくような取組をボランティアとして募って活動いただく、その一部を担っていただくということは、今後はあり得るのではないかと考えます。そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えいたします。

本町におきましては、令和3年度から全ての学校で学校運営協議会・コミュニティスクールを導入したところがございます。保護者や地域の方々に学校の現状や狙いを知っていただくことで、地域と一体となった特色ある学校づくりが進められているところがございます。

地域の皆様には校内清掃へのボランティアや水泳授業の見守り支援のほか、地域学習の支援など多岐にわたる活動にご協力をいただき、子どもたちの学びを支えていただいているところがございます。

この活動を充実させていくためには、学校運営協議会を中心に教育的な支援の狙い、計画などの共有を図り思いをつなげていくことが大切だと捉えております。学校に通う子どもたちが地域への愛着や誇りを持ち、豊かな学びとともに成長していくためには、学校と地域の連携・協働が不可欠なものと認識しているところがございます。

町といたしましても信頼される学校づくりを推進するために、この学校運営協議会・コミュニティスクールの取組を支援してまいりたいと考えているところがございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 続いて、スクールカウンセラーについてお伺いをいたします。

山形県からの上限というのが210時間であること。そして、町単独事業としては令和3年度、55時間ということでご答弁を頂戴いたしました。平成31年3月の定例会において笹原議員の一般質問の中で、県派遣によるカウンセリング件数は、小学校で7件、中学校で39件だったと。また、町単独で行っているカウンセリング事業というのは4人に対して計8回行ったということで答弁を頂戴しております。令和3年度直近で構いませ

るので、件数がどのように推移したのかお伺いをいたします。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えいたします。

スクールカウンセラーによるカウンセリングの件数につきましては、令和3年度の県  
の分でございますが中学生が37人、小学生が5人の利用をいただいているほか、保護者  
につきましても15人の利用実績があるところでございます。時間に換算いたしますと、  
延べで153時間、このほか町単独分として55時間、ご利用いただいているところでござ  
います。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 今いただいた数字の中で保護者も含めてということでありがとうご  
ざいます。町の単独事業55時間も含めた人数と考えてよろしいでしょうか。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えいたします。

ただいま申し上げた人数につきましては、町単独分を含まない人数となっております。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） それでは、町単独分の人数、もし把握できているのであればお伺い  
をいたします。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えいたします。

町単独分につきましては、時間で55時間と申し上げましたが、今、人数については調  
査中であり把握していない状況でございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 県の制度で上限が210時間という中で、実際使われたのが153時間と  
いうことで少し余裕があったということを私自身、分かっておらず、まだまだ活用いた  
だけた部分もあったのかなと思います。そのあたりについてPRというか、使っていた  
いただくための紹介なども進めていただければと感じたところです。

このカウンセリングの件数、ご紹介いただきましたが、近年であればコロナというも  
のがございます。コロナによって多くの子どもたちや保護者の方々に強いストレスを感  
じている方がいるという調査結果も出ているわけですが、白鷹町において、このコロナ  
禍において強いストレスによってカウンセリングに至ったという件数があったのかどう  
かお伺いをいたします。また、その場合にどういう対応をされたのかお伺いいたします。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えいたします。

コロナ禍における学校生活におきましては、マスクの着用や黙食などの感染予防のほ  
か、学校行事や部活動にも様々な制限がかかるなど、これまで経験したことがないよう

な息苦しさの中で日々の学校生活を送っているところでございます。各学校におきましては安心して生活できる学校づくりや心のケアの充実を目的として、コロナ禍における児童生徒の心のケア等に関する実態調査を年3回実施し、児童生徒の心の変化を見逃さないように対策を講じてまいったところです。

ご質問いただきましたコロナ禍に起因するカウンセリングにつきましては、今のところ、本町では利用者がいない状況でございます。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 新型コロナウイルス感染症ということにつきましては、全く今まで我々、経験したことの無い中での広範囲に感染症が広がったということでございまして、これらに対する不安は本当に全員お持ちだと思います。かなりの不安があるということは、私自身も孫がいるものですから孫の状況などを見ていますと、本当にびりびりしていますし、外に遊びに行けないということが長く続いたことで、相当子どもたちにとってもプレッシャーがかかったと。当然、それに対する親としてかなりの負担があったのかなと思います。

同時に、私が感じたのは、学校の先生からの連絡がしょっちゅう来ることです。学校の先生が、多分メールとかのやり取りはしていると思いますが、しょっちゅう、よく先生がここまで気がつくんだなと思うほど来まして、それを孫が今、誰々先生からこういう連絡が入ったと。明日、休みだとかそういうことがある。

私がつくづく感じたのは、学校現場と子どもたちの信頼、そこにある程度、学校生活支援員とかスクールカウンセラー等々がお入りになるということ、これこそ専門的な部分だろうと私は思います。特にこれからはそういう部分を私としては充実というよりも、今あることをできるだけ減らさないようにしていくということが第一義かなと思っております。

先ほど来、働き方改革ということがありましたが、やはり学校の先生方は昭和44年の大学紛争から全く流れが変わってまいりまして、その中で人材確保法案というのが出まして人材確保法というのは今あるわけです。その際には大学紛争とかがあったものですから先生方を特別的な待遇をしましょうということをやってきたと。

ところが、それがずっと積み重なってきまして、平成になり逆に先生方の働き方改革ということで先生方の過度の働きと申しますか、労務時間が長くなりました。それで逆に言うと、先生方が物すごく成り手も不足してきたということでございまして、当然、今は働き方改革の中で、昔、私どもの時代は産代と言ったんですが、今は育休のための先生を代わっていただくと。もちろん、そういう流れの中でお互いに助け合うという中で、今は教育委員会はもちろんでございます、県の教育事務所とも連携を保ちながら先生の応援をいただくということの繰返しだと私は思います。

人材を確保するには先生のOBなどにも相当力をお借りしているように私自身は感じ

ております。こういうことで連携を保っていくということがそれぞれの自治体に我々として課せられた課題ではないのかと。これで一気に何か動きが変わるということは私はないと思います。少しずつですが、我々で足りない部分は県、国に要望すると。さらに誰のためかと、やはり子どもたちのためであり、それがひいては住民のためにということを視点に置いていろいろ事業展開をやっていかなければならないだろうと思っております。

その中では、もちろん、教育委員会がリーダーとなってそういう部分を回していくということが必要なのではないかと思っておりますし、もちろん、カウンセラーの時間がどうのこうのというよりも、実際にそういうカウンセラーを受けざるを得ないというときにはいつでも受けられる。しかしながら、必要ないときには必要ないというようなことが続くようにしていかななくてはならない。これからますます少子化になってきますと、学校生活支援員が必要になるかどうかということまで出てくるわけです。いろいろな専門的な機関も出てきます、専門的な教育機関も出てまいりますし、福祉機関も出てまいります。そういうことをうまく連携しながら、少し充実したからオーケーじゃなくて、やはり先ほど来、議員からありました将来にわたっての取組という中で、その子が将来、安心して自信を持って日本という国で生活できる環境を、我々としてはつくっていくべきではないのかなと思っているところでございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 町長から大変心強い言葉をいただいたと思います。全くもってそのとおりだと理解しております。

少し戻りまして、カウンセラーについて最後の質問となるのですが、カウンセラーとその子どもさん、そして、ご家族との信頼関係が大事であるということ为先ほどから何度も出ております。いざというときにカウンセラーに相談したいと思ってもらえる関係づくりですね、そのためには日頃からカウンセラーとの交流があったり顔を合わせていると、そういったものもある意味では大切ではないかと思えます。相談があったときだけお受けするという町の姿勢ではなくて、どんどん学校の中で生徒と会っていくんだということも大切ではないかというようなこと、これもウェブページを見ておりましたら出ておりました。それも一つ大事なことなのだろうと感じたところです。

もう一つ、カウンセリングを受けるというのは大事なことだという啓発、これも大事なことなのではないかと思えます。今、お話ししたあたりについて中学校ではどのような取組を行っているのか、そして、小学校でもこういった取組が進んでいるのか、お伺いをいたします。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えいたします。スクールカウンセラーとの信頼関係づくりというところでお答えをさせていただきたいと思えます。

最初に、スクールカウンセラーの制度につきましては、町の校長会や教頭会の機会を捉えて各小中学校に周知をしているところでございます。

白鷹中学校でのスクールカウンセラーとの連携の部分につきましては、スクールカウンセラーと学校の連携を円滑に行うために年度当初の勤務開始に合わせて町の教育委員会、学校の管理職、またカウンセラー、担当教諭による顔合わせ会などを行っているところでございます。この顔合わせ会では、生徒指導の現状に関する情報の共有のほか、勤務内容や割り振り等を細かなところまで確認を行っているところでございます。また、生徒が抱える悩みや困り感の解消に向けて、個々のケースに関する詳細な打合せなどもこの会で行っているところでございます。

また、小学校との関わりの部分でございますが、スクールカウンセラーの方には各校のPTA研修会でご講演をいただいたり、町教育研究所の自立特別委員会のアドバイザーとして参画いただくなど各所にてご指導、ご助言をいただいております。各先生方とのつながりなどを持ちながら効果的に運用させていただいているところでございます。

スクールカウンセラーを必要とする児童や保護者に対しては学校からの紹介のみならず、教育委員会へ相談にお越しになった際におつなぎするなど、機を逃さずつなぐことを心がけているところでございます。今後におきましても、安心と信頼を大切に一人一人に行き届いた対応ができるよう心がけてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 今のお話、端的なところをご紹介いただいたと思うのですが、小学校あたりではなかなかその子どもさんたちと顔を合わせる機会がないとすると、そういった取組も今後は検討いただきたいと思っております。

また、町の単独事業での派遣、緊急時などで使われるということで理解をしておったのですが、特別な何かがあったときの派遣ということじゃなくて、日常の子どもたちとの交流という機会にもぜひ使っていただきたいと感じたところでございます。

本当の最後になりますが、とにかく悩んでいらっしゃる子どもさんおられます。私の知り合いの子どもさんも何かそうなんだということで相談をいただいたりするんですが、一人でも悩める子どもさんが生まれないように、カウンセリングが必要になる前の段階でいろいろ相談したりできる体制を充実、今も十分していただいていると思っております。そのための取組をやっていただきたいと思っております。本当に困っていらっしゃる方がおられたら、上限はあると思っておりますが、とにかく一日でも早く復帰といいますか、元の生活に戻れるよう最大限の配慮を町にもお願いしたいと思っております。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 相談をするという家庭がどういう積み上げになっているか、まず子どもの様子を見て一番分かるのは、やはり家族だと思います。家族がちょっと心配だなというときには、当然、学校に相談をしていただくと。そこからさらに大きく変化する

というのは、この課題はカウンセラーに伺ったほうがいいのか、相談したほうがいいのかということを全部交通整理をしてかからないと、初めからカウンセラーを当てにするようなことでは私は駄目だと思います。

私からすれば、家庭というスタート地点を一番大切に、特に今この時代はなかなか難しい時代に来ています。家庭といいましてもいろいろな家庭があって一概に全部いかないわけですから、そういうことを考えながら常に学校の先生、担任の先生はそういうことを把握し、いつでもそういう悩みを訴えてこられるような関係をつくると。そして、悩みの内容によっては先生とか誰かに言って、実は私、我々、研修に行くときよく出てくるのは、天童市での新幹線で亡くなった子とか、それから酒田市です。これは市長が第三者委員会をつくってあそこまで分かってきたと。ですから、その前に悩みをお聞きするような環境というのは当然あったかと思えます。あったかと思うのですが、そこまでいかないという中でそういう最終的な痛ましい結果になったのかなと思えます。

やはり常に門戸を開けておくと。ただ、何でもかんでもウエルカムではございませんで、状況によっては、そういう形の中で先生からカウンセラーの先生に移行しながらそういう悩みを解決していくという一つの流れをつくるのが、私は大事でないのかと思っておりますので、それらについてはいろいろな情報が入った場合、ぜひ私どもにお流しいただければその対応をしてみたいと思えますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（今野正明） 以上で横山議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終了いたします。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時15分といたします。

休 憩 （午後0時03分）

---

再 開 （午後1時15分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

---

#### ○議第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第6、議第47号 白鷹町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第47号 白鷹町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

白鷹町教育委員会委員、児玉裕継氏は、令和4年9月30日に任期が満了するので、その後任者を任命するため提案するものであります。

なお、提案する者は、住所、白鷹町大字高玉3748番地6。氏名、大久保直美。生年月日、昭和50年11月23日。

何とぞよろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

議第47号について、原案のとおり同意と決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午後1時16分）

---

再 開 （午後1時20分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

---

#### ○議第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第7、議第48号 白鷹町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第48号 白鷹町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

白鷹町固定資産評価審査委員会委員、千田良子氏は、令和4年10月26日に任期が満了するので、引き続き、同人を白鷹町固定資産評価審査委員会委員に選任するため提案するものであります。

なお、提案する者は、住所、白鷹町大字荒砥乙1138番地の1。氏名、千田良子。生年月日、昭和29年2月8日。

よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

議第48号について、原案のとおり同意と決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

---

#### ○議第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第8、議第49号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第49号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員、大村亨夫氏は、令和4年12月31日をもって任期が満了するので、その後任として推薦するため提案するものであります。

後任として推薦する者は、住所、白鷹町大字鮎貝2335番地。氏名、菊地洋子。生年月日、昭和34年3月4日。

何とぞご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論省略、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議がないので採決いたします。

議第49号については、原案のとおり適任と決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

---

#### ○議第50号～議第58号の上程、説明

○議長（今野正明） 日程第9、議第50号 令和3年度白鷹町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第17、議第58号 令和3年度白鷹町立病院事業会計決算認定についてまで、以上、各会計決算9件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 令和3年度の各会計の決算を認定に付するに当たり、主要な施策の成果並びに予算執行状況につきまして報告いたします。

令和3年度は、共創のまちづくりの理念の下、町の将来像、「人、そして地域がつながり 輝き続ける 潤いのまち」を掲げた第6次白鷹町総合計画前期基本計画の2年目の年でありました。特に長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、何よりも住民の命と健康を守ることを最優先に、計31回に及ぶ感染症対策本部会議を開催し、日常生活の安定の維持に向け感染防止対策と経済対策の両面で必要な対策を講じた1年でもありました。

また、感染拡大以降、全国的に婚姻件数や出生数に減少傾向が見られ、本町の出生数も大きく減少している状況であり、将来にわたって本町の子どもたちを大切にし、より産み育てやすい環境を整備する視点から、保育料の完全無償化を条例化いたしました。

このほか、今般の感染症拡大によりその必要性が浮き彫りとなった行政のデジタル化の加速化に向けた具体的な取組を進めつつ、近年の地球温暖化の進行を踏まえ脱炭素社会の実現に向け、本町も2050年、二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組むことを表明するなど、目まぐるしく変化する社会情勢においても社会・環境・経済を統合するSDGsを意識した持続可能なまちづくりに向けた具体的な対応を図ってまいりました。

あわせて、令和3年度では、SDGsの価値観と親和性の高い新過疎法の理念である持続的発展の視点を加えた「白鷹町過疎地域持続発展計画」を策定したところであります。

これらに加え、引き続き、町の最重要課題である人口減少に対する施策や地域資源を生かし相互補完し連携するまちづくりとして、コンパクト・プラス・ネットワークの構築を確実に実施するとともに、「人づくり」「産業・経済」「地域力」「定住化」の4つの分野を施策の柱として着実に進めてまいりました。

財政状況につきましては、公債費や社会保障関係経費等の義務的な経費が増加傾向にあるとともに、引き続き感染症対策や経済対策、令和2年度豪雨災害復旧対応への大きな財政支出も見込まれたことから、より一層行財政改革を推進し、持続可能で健全な財政運営を行ったところであります。

次に、各会計の決算の概要につきまして申し上げます。

一般会計、歳入107億382万5,000円、歳出96億6,376万2,000円、差引10億4,006万3,000円、翌年度繰越財源1億4,637万8,000円、実質収支8億9,368万5,000円。

令和3年度の決算総額は、前年度に比べ、歳入総額で2.5%、歳出総額で4.5%下回り、実質収支は2億3,699万3,000円の増加となっております。

財政分析指標につきましては、普通交付税や地方消費税交付金などの増加の影響により、経常収支比率は86.8%と昨年度より2.4ポイント改善し、9年連続で90%を下回りました。

そのほか、実質公債費比率は9.3%と0.6ポイント上昇し、地方債残高は、前年度比で2,182万8,000円増加の119億1,692万9,000円となりました。なお、地方債残高から交付税措置を除いた実質的な負担は約32億円程度となる見込みであります。

次に、歳入につきまして分析してみますと、自主財源である町税につきましては、全体で11億7,505万9,000円となり、2.1%の減少となりました。

税目別に見ますと、個人町民税は、納税義務者の減少やコロナ感染症の影響などから2.2%の減少、法人町民税もコロナ禍により1.2%の減少、固定資産税はコロナ感染症で事業収入が減少している中小企業者の課税標準額の軽減特例などで3.7%の減少、同じく都市計画税も3.7%の減少となりました。そのほか、たばこ税が税率のアップにより7.7%の増加、軽自動車税は1.8%の増加、入湯税は感染症の影響からやや持ち直し19.2%の増加となりました。

収納率向上対策といたしましては、スマホ決済の導入による納税環境の整備や個別訪問・納税相談の実施に加え、県との共同催告、差押えなどの未納対策に努めた結果、現年度分の収納率は前年度を上回る99.2%となり、滞納繰越分を含めた全体の収納率は93.9%となりました。

主要財源である地方交付税につきましては、普通交付税では地域デジタル社会推進費や臨時経済対策費などの費目の新設等により9.1%の増加、特別交付税は、災害復旧や除雪費等の特殊事情の増により3.4%の増加、全体で8.2%の増加となりました。

そのほか、地方譲与税は1.3%の増加、各種交付金は地方消費税交付金の増加等により10.0%の増加となり、地方税や地方譲与税、地方交付税及び臨時財政対策債等を含めた一般財源全体では6.2%の増加となりました。

国庫支出金につきましては、特別定額給付金の皆減等により34.8%の減少、一方、県支出金は林業用施設等災害復旧事業の増加等により4.8%の増加となりました。

地方債につきましては、令和2年度豪雨災害対応の災害復旧事業債や過疎対策事業債の増加により、全体で35.5%の増加となりました。

次に、歳出に関し、各所管の主な内容につきまして申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、何よりも町民の皆様への命と健康を守るため、引き続き、感染拡大防止に努めつつ、特に、国の決定に基づくワクチン接種を、町内開業の先生方からご協力を得ながら町立病院を会場として4月から開始し、令和3年度中に高齢者の3回目接種まで完了いたしました。この間、大きな混乱もなく順調に接種を進められましたことに対しまして、町民の皆様をはじめ関係各位に感謝申し上げます。

また、経済対策といたしましては、飲食業等事業継続給付金、事業継続雇用維持給付金の支給、全町民への地域応援券の配布、感染状況に応じた飲食店等の店内利用やテイクアウトに対する補助金の交付など、様々な角度から対策を講じてまいりました。

次に、保健福祉の分野につきまして申し上げます。

高齢者福祉につきましては、地域住民自らが地域の生活課題を吸い上げ、課題解決に結びつけるための仕組みづくりを支援しました。

障がい者福祉につきましては、障がいの有無にかかわらず、お互いに支え合いながら生き生きと安心して暮らせる社会の実現に資するべく、障がい福祉サービスの提供等を通して障がいのある方の生活支援に努めました。

児童福祉につきましては、町独自の第3子以降の保育料、副食費の無料化の継続実施に加え、令和4年度からの全世代での保育料無償化に向け条例改正及び制度の周知等に取り組みました。各保育所等におきましては、新型コロナウイルス感染防止に留意いただきながら保育サービス等を提供いただきました。

そのほか、令和4年度から保育施設の入所を希望する医療的ケア児の受入れに必要な研修費用等の助成を行いました。

健康増進事業では、健康寿命の延伸に向けた生活習慣病の発症と重症化予防を目的に、コロナ禍においても受診しやすい環境整備に努め、健康診査の受診率向上に取り組みました。

母子保健事業につきましては、新たに3歳児を対象とした眼科健診を実施し、お子さんの弱視等の眼科異常の早期発見を図りました。

また、産後うつ予防や母子とその家庭の健やかな育児環境の支援のため産後ケア事業を実施しました。加えて、切れ目のない総合的な子育て支援の一環としてしらか元気っ子事業を継続実施し、子育て家庭の医療費の負担軽減に努めてまいりました。

次に、産業振興の分野につきまして申し上げます。

降霜や豪雨などの異常気象と長引く新型コロナウイルス感染症の影響により非常に厳しい年となった農業分野につきましては、継続した営農活動につなげていくための施策として、生産資材等に対する緊急的な支援事業に取り組みました。また、農家所得の向上を目的とする経営所得安定対策を主体とする産地づくりの推進と6次産業化の推進に取り組みました。

土地改良事業につきましては、新たに始まった広野下川原地区の基盤整備事業に対する支援に取り組みました。また、農村環境の維持にもつながる日本型直接支払交付金事業に対する支援に加え、鮎貝地区及び鷹山地区においては、新たな組織を立ち上げ、棚田地域の振興に向けた取組を支援いたしました。

森林関係につきましては、引き続き、緑の循環システム構築に向けた取組を実施しつつ、これからの森づくりや川上から川下までの連携強化による木材利用の拡大に向け、取組の指針となる「白鷹町森林（もり）とつながる暮らしビジョン」等の計画づくりに取り組みました。

有害鳥獣被害対策では、白鷹町鳥獣対策協議会を中心に有害鳥獣の駆除や新規狩猟者

の免許取得支援、電気柵導入支援に加え、地域ぐるみによる広域電気柵の整備に対する支援のほか、ICT技術を活用した捕獲わなの設置など被害軽減に努めました。

商工業分野につきましては、企業立地促進事業として補助金の交付を行い新たな雇用の場の確保を図るとともに、鮎貝地域交流商業施設の隣地に地域交流広場の整備を行いました。

観光分野につきましては、「日本の紅（あか）をつくる町」推進事業として、新たに中山地区に約1ヘクタールの大紅花畑を整備し、さらなる紅花の生産振興と観光振興に取り組みました。

また、観光施設に対するサウンディング型市場調査を実施し、市場性や可能性の調査・検討を行うとともに、アルカディア財団に対して経営基盤の強化を図るための財政支援を行いました。

道路交通網の整備につきましては、国道287号菖蒲橋歩道部の下部工、主要地方道長井白鷹線旧荒砥橋の上部解体工などが施工されました。引き続き、これら路線の事業推進とともに、特に、国道348号の高規格化による再整備を関係機関に訴えていくため、国道348号整備促進期成同盟会を設立し、町の重要事業として県への要望活動を行ってまいりました。

河川水路整備では、畔藤大二百川水路の整備事業を改良するとともに、庚沢川の流下を阻害している倒木の除去に取り組み、豪雨等に対する安全性の向上に努めてまいりました。

「コンパクト・プラス・ネットワーク」の視点でまちづくりを進めるため、ポストコロナや人口減少社会において、今後、ますます重要な役割を担う町立病院及び健康福祉センターを核とする第2期健康と福祉の里構想を策定するとともに、地域拠点の一つである鷹山地区拠点施設の整備に向けた対応を行いました。また、ネットワークの機能を果たす公共交通体系の確保につきましては、デマンドタクシー運行等の継続実施に加え、デマンドタクシーの公立置賜総合病院までの町外延伸便と荒砥・鮎貝市街地の循環便を組み合わせた新たな実証実験を実施いたしました。

住宅施策では、定住促進・転出抑制に向けた対策を強化するため、新たな子育て支援住宅の整備を行うとともに、住宅リフォームや若者の住宅取得に対する支援などに取り組みました。

空き家対策につきましては、空き家等対策計画に基づく現地調査を引き続き実施しつつ、管理不全状態となっている空き家等の所有者・管理者に適正な管理を依頼しました。また、所有者、管理者が自ら行う危険空き家等の解体に対して支援を行うとともに、利活用対策として、空き家バンクを通じた賃貸や売買の契約を締結する方に対し、支援を実施いたしました。

安心で安全なまちづくりへの取組につきましては、引き続き、令和2年7月豪雨災害

からの復旧に最優先で取り組んでまいりました。

また、自主防災組織を対象に防災訓練等に対する支援を行い、防災意識の向上に努めるとともに、無蓋貯水槽の管理に対する支援を引き続き行いました。

消防関係につきましては、団員報酬の引上げ等の処遇改善や副団長を2名体制にするなど組織強化を進め、団員数の確保、ひいては地域防災力の一層の充実・強化に努めてまいりました。

交通安全及び防犯活動につきましては、関係団体とともに啓発や見守り等を継続実施しつつ、65歳以上の方を対象に、後づけ安全運転支援装置の設置に対する支援を実施いたしました。

続いて、学校教育関係では、ALT 4名の配置とともに、英語4技能の診断・評価・指導改善を行う検定プログラムを継続し、英語教育の充実を図りました。また、GIGAスクール構想を本格的にスタートさせ、ICT支援員の配置による授業支援や教職員向けの活用研修等を実施しました。このほか、地域住民や保護者が学校の運営に積極的に参画し、よりよい学校づくりが期待される学校運営協議会制度を導入しつつ、安全・安心な学習環境を確保するため、老朽化した蚕桑小学校プールの改修や東根小学校トイレの洋式化に取り組んでまいりました。

荒砥高等学校につきましては、地域・高校・行政・有識者で構成する地域連携協議会が策定した「荒砥高校魅力化計画」を推進するため、新たに高校魅力化コーディネーターを配置し、荒砥高校の特色を生かした小規模校ならではの魅力づくりを進めてまいりました。

生涯学習、文化振興につきましては、歴史民俗資料館「あゆみしる」を7月にプレオープンするとともに、並行して外構工事を行い、令和4年4月のグランドオープンに向けた準備を進めてまいりました。また、各種芸術文化活動につきましては、コロナ禍にあって事業の縮小・中止の判断を余儀なくされましたが、町芸術祭は、感染予防に努めながら開催いたしました。

スポーツ関係では、感染症の影響により若鮎マラソン大会、町誕生記念駅伝競争大会、町民スキー大会は中止となりましたが、東北総合体育大会ソフトボール競技は無観客開催、町民水泳大会は規模を縮小するなど、感染状況を踏まえた対応をいたしました。

また、東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーのほか、関連イベントも実施いたしました。

人口減少対策や地方創生に関連する施策につきましては、本町版「職住育近接」の実現に向け、未来につながる暮らしを大切にすべく、引き続き若者移住定住支援交付金による支援を行うとともに、移住コンシェルジュの継続配置や首都圏での相談会を実施いたしました。その結果、移住相談窓口を経由した令和3年度の移住者は7名となったところです。

地域づくりのさらなる活性化と地域力の強化を図るため、地域おこし協力隊員を5名配置するとともに、任期を満了して定住した隊員には定住支援金による支援を行いました。地区コミュニティセンター事業では、地域課題の解決に向けて柔軟に対応できる地域づくり推進交付金による継続支援のほか、老朽化した鮎貝地区コミュニティセンターの大規模改修を行いました。

環境施策につきましては、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を行い、地球温暖化対策実行計画を策定しつつ、住宅用太陽光発電設備や木質バイオマス燃焼機器の設置に対する助成を継続して実施し、再生可能エネルギーの活用を推進してまいりました。

ふるさと納税につきましては、1,787件、前年度の1.6倍となる8,877万8,000円の寄附を頂き、主に人材育成の分野に活用させていただきました。

行財政改革の推進につきましては、第6次行財政改革大綱の基本方針に沿って具体的な行動計画を定め、目標達成に向けた取組を進めました。

さらに、人材育成分野につきましては、人材育成基本方針の改定期に当たり、これまでの取組の実績と課題から、新たな課題への対応や時勢に応じた動き等も反映させた今後5年間の具体的な取組の方針を定めるとともに、職員の資質向上、働きやすい職場環境のための町独自の研修を行いました。

行政のデジタル化につきましては、感染症拡大により浮き彫りとなったデジタル化、オンライン化の遅れなどの課題・リスクに的確に対応するため、「白鷹町ICT推進方針」を策定いたしました。

以上が一般会計の決算概要であります。

続いて、各特別会計の決算概要につきまして申し上げます。

十王財産区特別会計、歳入373万7,000円、歳出26万4,000円、差引347万3,000円。

下水道特別会計、歳入4億3,801万8,000円、歳出4億1,232万3,000円、差引2,569万5,000円、翌年度繰越財源1,107万円、実質収支1,462万5,000円。

農業集落排水処理施設の公共下水道への統合に向けた接続工事及び地方公営企業法適用に向けた取組を行いました。

国民健康保険特別会計、歳入15億5,524万2,000円、歳出14億8,989万9,000円、差引6,534万3,000円。

特定保健指導等各種保健事業の実施により健康づくりの推進を図るとともに、国民健康保険税の税率改正を行い、国保財政の健全運営に努めました。

農業集落排水特別会計、歳入1億5,781万5,000円、歳出1億5,133万2,000円、差引648万3,000円。

介護保険特別会計、歳入16億8,217万8,000円、歳出16億494万6,000円、差引7,723万2,000円。

介護サービスでは、新たな小規模多機能型居宅介護施設が開設されました。そのほか、それぞれの高齢者の状態に合った介護予防教室の実施や認知症高齢者への支援や治療と医療と介護の連携強化を図りました。

後期高齢者医療特別会計、歳入1億6,454万7,000円、歳出1億6,164万3,000円、差引290万4,000円。

次に、公営企業の決算の概要につきまして申し上げます。

水道事業会計、収益的収支、税抜きでございます。収益的収入2億9,917万8,000円、収益的支出2億6,547万1,000円、差引純利益3,370万7,000円。

資本的収支、これは税込みでございます。資本的収入1,605万1,000円、資本的支出1億6,883万3,000円、収支差引1億5,278万2,000円のマイナスであります。

荒砥橋架け替えに合わせ配水管の整備を進めるとともに、浄水場、配水池などの老朽化した設備の更新を行いました。

病院事業会計、収益的収支、税抜き、収益的収入12億1,256万6,000円、収益的支出11億9,191万9,000円、差引純損失2,064万7,000円。

資本的収支、税込みであります、資本的収入2,175万4,000円、資本的支出1億2,276万2,000円、収支差引1億100万8,000円。

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況ではありましたが、一般会計からの補助金に加え、ワクチン接種への積極的な取組や新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保による収益により、単年度黒字という結果となりました。

また、経年劣化した医療機器の更新を行い、安心安全な医療提供体制の確保に努めました。

以上が令和3年度の主要なる施策の成果であります。各会計にわたり計画した諸施策についても所期の目的が達成でき、一定の成果を収めることができたのも町民の皆様をはじめ、関係各位のご協力のたまものであると認識しております。

各款にわたる主要事業の実施状況につきましては、決算書及び附属資料をご覧くださいと思います。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、令和3年度各会計決算の調整に当たった会計管理者、水道事業企業出納員並びに病院事業企業出納員より説明を求めます。

初めに、会計管理者、佐藤雅志君。

○会計管理者（佐藤雅志） 私からは、決算書の令和3年度白鷹町歳入歳出決算総括表によりまして、所管いたします一般会計及び6つの特別会計、合わせて7会計の決算についてご説明申し上げます。

決算書の1ページをお開きください。

会計別、予算現額、歳入決算額、歳出決算額、繰越事業費繰越財源、差引額を申し上げ

げます。

一般会計、113億6,717万円、107億382万5,186円、96億6,376万1,693円、1億4,637万8,000円、8億9,368万5,493円。

十王財産区特別会計、41万7,000円、373万7,058円、26万3,990円、0円、347万3,068円。

下水道特別会計、4億5,383万1,000円、4億3,801万8,305円、4億1,232万2,590円、1,107万円、1,462万5,715円。

国民健康保険特別会計、15億4,169万5,000円、15億5,524万2,000円、14億8,989万9,622円、0円、6,534万2,378円。

農業集落排水特別会計、1億5,938万5,000円、1億5,781万5,152円、1億5,133万1,817円、0円、648万3,335円。

介護保険特別会計、17億8,765万4,000円、16億8,217万8,311円、16億494万6,151円、0円、7,723万2,160円。

後期高齢者医療特別会計、1億6,371万2,000円、1億6,454万7,251円、1億6,164万2,620円、0円、290万4,631円。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、水道事業企業出納員、上下水道課長、鈴木克仁君。

○上下水道課長（鈴木克仁） それではご説明申し上げます。

白鷹町水道事業会計決算書1ページをご覧になっていただきたいと思います。

令和3年度白鷹町水道事業決算報告書。

収益的収入及び支出からご説明を申し上げます。なお、区分、決算額のみ申し上げますので、よろしく願いいたします。

収入、第1款水道事業収益3億2,764万4,638円、第1項営業収益3億1,604万5,375円、第2項営業外収益1,122万9,543円、第3項特別利益36万9,720円。

次のページをご覧ください。

支出、第1款水道事業費用2億8,574万5,136円、第1項営業費用2億6,471万1,991円、第2項営業外費用2,070万3,815円、第3項特別損失32万9,330円、第4項予備費はございませんでした。

3ページをご覧ください。

資本的収入及び支出について申し上げます。こちらも区分、決算額のみ申し上げます。

収入、第1款水道事業資本的収入1,605万1,000円、第1項出資金1,097万3,000円、第2項企業債、第3項工事負担金、第4項固定資産売却代金についてはございませんでした。第5項他会計負担金251万2,000円、第6項補助金256万6,000円。

次のページをご覧ください。

支出、第1款水道事業資本的支出1億6,883万2,803円、第1項建設改良費8,783万

6,220円、第2項企業債償還金8,099万6,583円、資本的収入額1,605万1,000円が資本的支出額1億6,883万2,803円に対して不足する額1億5,278万1,803円は、当年度分消費税資本的収支調整額782万3,700円、減債積立金1,000万円、建設改良積立金3,000万円、過年度分損益勘定留保資金1億495万8,103円で補填した。

8ページをご覧ください。

令和3年度白鷹町水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

資本金、資本剰余金、未処分利益剰余金それぞれについて申し上げます。

初めに、資本金でございます。当年度末残高20億483万6,093円。

議会の議決による処分額4,000万円。内容といたしましては、資本金への組入れでございます。

処分後残高20億4,483万6,093円、資本剰余金当年度末残高148万5,081円。

議会の議決による処分額はございませんでした。

処分後の残高は148万5,081円、未処分利益剰余金、当年度末残高8,623万6,480円、議会の議決による処分額7,500万円、内容といたしましては、減債積立金への積立てが500万円の積立て、利益積立金への積立てはございません。建設改良積立金への積立ては3,000万円の積立て、資本金への組入れにつきましては4,000万円の組入れ、処分後残高につきましては1,123万6,480円、こちらについては翌年度へ繰り越させていただくものでございます。

なお、損益計算書、剰余金計算書及び貸借対照表の説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長(今野正明) 次に、病院事業企業出納員、病院事務局次長、渡部町子さん。

○病院事務局次長(渡部町子) 令和3年度白鷹町立病院事業会計決算についてご説明申し上げます。

決算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出からご説明申し上げます。なお、区分及び決算額のみ申し上げます。

収益的収入及び支出、収入、第1款病院事業収益12億2,692万1,394円、第1項医業収益8億4,504万2,393円、第2項医業外収益3億7,815万4,001円、第3項特別利益372万5,000円。

次のページをお開きください。

支出、第1款病院事業費用11億9,338万6,389円、第1項医業費用11億6,929万5,744円、第2項医業外費用2,409万645円、第3項予備費はございません。

続いて、3ページ目をお開きください。

資本的収入及び支出について申し上げます。

収入、第1款資本的収入2,175万4,000円、第1項繰入金439万6,000円、第2項企業債

1,540万円、第3項補助金195万8,000円。

次に、4ページ目をお開きください。

支出、第1款資本的支出1億2,276万2,230円、第1項建設改良費2,407万6,085円、第2項企業債償還金9,868万6,145円、第3項投資はございません。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億100万8,230円は、過年度分損益勘定留保資金5,149万6,979円及び当年度分損益勘定留保資金4,951万1,251円で補填いたしました。

なお、5ページ目以降の損益計算書、欠損金計算書、欠損金処理計算書及び貸借対照表の説明は省かせていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。

ここで、令和3年度各会計決算9件の審査に当たられた監査委員より審査結果の報告を求めます。代表監査委員、竹田謙一君。

〔代表監査委員 竹田謙一 登壇〕

○代表監査委員（竹田謙一） 令和3年度決算審査の結果について報告いたします。

1ページをお開き願います。

令和3年度白鷹町各会計決算審査意見書。

第1、審査の対象でございますが、（1）令和3年度白鷹町一般会計から（9）令和3年度白鷹町立病院事業会計まで9つの会計でございます。

第2、審査の期間、第3、審査の方法については、記載のとおりでございます。

第4、審査の結果であります。審査に付された全9会計の決算及び基金運用状況等について、関係諸帳簿と照合の結果、その内容及び予算執行は適正であると認めました。

次のページからは、決算の概要と意見を述べさせていただきました。

なお、最後のページに、むすび・総評として述べておりますので申し上げたいと思います。34ページでございます。

第6、むすび・総評。

令和3年度各会計における決算は、施政方針などに基づき予算編成がなされ、積極的に事務事業が展開されたことにより、主要な施策をはじめ各事業にその成果が現われたものと認められます。

一般会計における財政状況では、実質収支は8億9,368万5,000円の黒字となり、実質収支比率は前年度に比べ3.8ポイント上昇し、17.1%になりました。経常収支比率は前年度に比べ2.4ポイント改善し、86.8%となりました。硬直化は見られるものの、9年連続80%台を維持しております。また、将来の財政運営に備えた財政調整基金は、3年連続増加しております。

一方、実質公債費比率は9.3%と前年度に比べ0.6ポイント上回り少しずつ増加の傾向

にあります。今後ともこれらの指標の推移を注視しながら健全な財政運営に努めていた  
だきたいと思います。

歳入については、自主財源の根幹となる町税は、町民税や固定資産税の減少により全  
体で2,523万2,000円減少し、前年度に比べ2.1%の減少となりました。また、収納率は、  
全体では93.9%で前年度に比べ0.2ポイント上昇しました。引き続き公平で適正な賦課  
徴収を推進しながら、収納率の向上に努力されるよう願います。

歳出については、義務的経費では、扶助費や公債費が増加したことにより、前年度に  
比べ10.1%増加しました。また、投資的経費では、普通建設事業費が減少したものの、  
令和2年7月の豪雨災害による災害復旧事業費が大幅に増加したことなどにより、前年  
度に比べ36.7%増加いたしました。

主な事業では、子育て支援、ICT教育の充実、新型コロナウイルス感染症の感染拡  
大防止及び経済回復対策、緑の循環システム及びゼロカーボン社会の構築、産業の振興、  
豪雨災害の復旧復興など、町政の重要課題において積極的に事業が展開されたことを評  
価いたします。

新型コロナウイルス感染症が発症して2年目となる当年度は、感染が一時的に収束に  
向かうものの、変異を繰返し、拡大し続ける年となりました。

こうした中で、観光イベントや文化・スポーツなど人々が多く集まり実施する事業は  
中止や縮小、開催に当たっても感染防止を徹底しての開催となりました。ウィズコロナ、  
ポストコロナに向けて新たな手法を検討するなど、創意工夫した事業の推進に期待いた  
します。

また、当年度もコロナ禍の中で飲食店をはじめ、多くの業種は厳しい経営状況が続い  
ております。こうした中であって町は各種の経済対策を効果的に実行したことにより、  
事業者を後押ししております。

ワクチン接種においては、町民が円滑に接種できるよう適切な環境を整え、積極的に  
取り組まれたことにより高い接種率を維持されました。町民の健康を守り感染拡大防止  
に尽力されたことに敬意を表します。

このような中であって、中山地区に1ヘクタールを超える大きな紅花畑が整備されま  
した。収穫量も見込まれ、紅花生産日本一の町としてより安定した生産基盤が確立され  
ました。これを一つの弾みとして生産体制の向上を図るとともに、付加価値のある商品  
開発や需要の拡大に期待いたします。また、観光振興及び地域経済の活性化が図られる  
よう望むものであります。

時代は、人口減少の加速化、少子高齢化の急速な進行、SDGs及びゼロカーボンの  
構築に加え、自然災害の多発化などにより、社会を取り巻く環境は大きく変化し、新た  
な対応が求められています。

当年度は第6次白鷹町総合計画が2年目を迎え、計画した事業の実現に向け具体的に

取り組まれた年であります。事業の効果や進捗状況など点検評価を進めるとともに、町民と行政が心をつなげて地域課題を克服し、未来につながる町の実現に向けて着実な施策の展開を願います。

今後とも町政の発展と町民の福祉の向上が図られるよう、さらなる努力を望むものがあります。

以上、報告といたします。

○議長（今野正明） 審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。令和3年度各会計決算9件に対しましては、この後、決算特別委員会が設置される予定になっておりますので、この際、質疑を省略したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議がないので、そのように決しました。

---

### ○発議第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（今野正明） 日程第18、発議第3号 決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。議会運営委員会委員長、菅原隆男君。

〔議会運営委員長 菅原隆男 登壇〕

○議会運営委員長（菅原隆男） 発議第3号 決算特別委員会の設置について。

白鷹町議会委員会条例第5条の規定により、次のとおり特別委員会を設置されるよう、白鷹町議会会議規則第13条の規定により提出する。

記。

1. 委員会の名称、決算特別委員会。
2. 設置の目的、令和3年度白鷹町各会計決算審査のため。
3. 設置の期間、決算審査終了まで。
4. 委員の定数、議長・議会選出監査委員を除く全議員。

以上、提出する。

白鷹町議会議会運営委員会、以上であります。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

発議第3号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

ただいまの決定によりまして、決算特別委員会が設置されました。

令和3年度各会計決算9件は、決算特別委員会に付託し、審査することにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、令和3年度各会計決算9件は、決算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

決算特別委員会は9月15日まで審査を終了し、議会に報告されるよう、また、決算特別委員会は本日中に本議場で開会されるよう申し添えます。

ここで決算特別委員会のため、暫時休憩いたします。再開は予鈴をもってお知らせいたします。

休 憩 （午後2時21分）

---

再 開 （午後2時45分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

---

#### ○決算特別委員会の委員長及び副委員長選任の報告

○議長（今野正明） 次の日程に入る前に、決算特別委員会において正副委員長が互選されましたので、その結果を議長より報告いたします。

委員長に山田 仁君、副委員長に関 千鶴子さんが互選され、決定いたしました。

---

#### ○報第4号の上程、報告、質疑

○議長（今野正明） 日程第19、報第4号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました、報第4号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、菅間直浩君。

○総務課長（菅間直浩） ご説明申し上げます。

報第4号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものでございます。

1枚、お開きください。

健全化判断比率の欄が本町における令和3年度の数値となります。

なお、その右側の欄の早期健全化基準につきましては、これ以上の数値になると、財政健全化計画等を策定し、財政の早期改善をしなければならないこととなっております。項目ごとの算定結果についてご説明いたします。

初めに、実質赤字比率につきましては、一般会計を対象とした実質赤字額が標準財政規模に占める割合でございますが、こちらは黒字のため比率はございません。

続いて、連結実質赤字比率につきましては、全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額が標準財政規模に占める割合であります。こちらも黒字であることから比率はございません。

続いて、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金等が標準財政規模に占める割合であります。こちらは過去3年間の平均となりますが、公債費の増加等により昨年度より0.6ポイント増の9.3%となったものでございます。

続いて、将来負担比率につきましては、公営企業や出資法人等に係るものも含めまして、一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する割合であります。こちらは公営企業の地方債残高の減や減債基金等の元金積立てによりまして、昨年度より18.7ポイント減の38.8%となったものでございます。

続いて、下の表になります。資金不足比率につきましては、公営企業会計ごとの資金不足額が事業の規模に占める割合でございます。いずれの会計も資金不足額がないため比率はございません。

なお、次のページに監査委員の審査意見書を付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく報告事項でありますので、報告を受けたことにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本件は報告を受けたことといたします。

○議第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第20、議第59号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第59号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員に対する特殊勤務手当を新設するため提案するものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、菅間直浩君。

○総務課長（菅間直浩） ご説明申し上げます。

議第59号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

改正要旨をご覧いただきたいと思えます。

主な改正の部分だけご説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴い、保健師等の町職員が、自宅療養者を訪問して健康観察などを実施した場合における特殊勤務手当の支給に係る規定を新設するものでございます。

附則第24項につきましては、職員が新型コロナウイルス感染症から町民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合に、特殊勤務手当を支給できるよう規定を新設するものでございます。

附則第25項につきましては、前項の手当の額について、作業に従事した1日につき3,000円、患者等の身体に接触して行う作業、または長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては4,000円と定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の規定は、令和4年8月4日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第59号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ○議第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第21、議第60号 白鷹町職員の育児休業等に関する条例及び白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第60号 白鷹町職員の育児休業等に関する条例及び白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

職員の育児参加のための休暇について、対象期間を拡大するなど育児と仕事を両立しやすい勤務環境を整備するため、提案するものであります。

なお、内容につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、菅間直浩君。

○総務課長（菅間直浩） ご説明申し上げます。

議第60号 白鷹町職員の育児休業等に関する条例及び白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町職員の育児休業等に関する条例及び白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町職員の育児休業等に関する条例及び白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

2枚おめくりいただき、改正要旨をご覧いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、男性職員の育児参加のための休暇に係る対象期間を拡大するとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正の施行に伴い、非常勤職員の育児休業について柔軟な対応を可能とするなど、所要の整備を行うものでございます。

主な部分についてご説明いたします。

条例第1条の条項第2条になります。非常勤職員の育児休業取得について、要件を緩和するものでございます。

一番下の欄になります、条項第3条になります。

法改正により、育児休業を取得できる回数が原則1回から2回まで拡充されることを受け、2回目の育児休業を取得するための要件としていた育児休業等計画書による申出に係る規定を削除するものでございます。

次のページをご覧ください。

下段になります。条例第2条の条項第8条の4第1項でございます。育児に係る早出遅出勤務をすることができる職員について、特別支援学校に就学している子のある職員であって、規則で定めるものを追加するものでございます。

別表第2、男性職員の育児参加のための休暇に係る対象期間について、出産の日後8週間から出産の日以後1年まで延長するものでございます。

附則、この条例は令和4年10月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第60号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第22、議第61号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第61号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

地方税法の一部改正等に伴い、住宅借入金等特別控除の延長など所要の整備を図るため提案するものであります。

内容につきましては、税務出納課長に説明いたさせますので、よろしくご決定賜りま

すようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 税務出納課長、佐藤雅志君。

○税務出納課長（佐藤雅志） ご説明申し上げます。

議第61号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町町税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町町税条例等の一部を改正する条例。

改正要旨をご覧ください。

各条項の改正内容につきましては、記載のとおりでございます。

主な改正点を申し上げます。

1 ページ、条項第9条第1項につきましては、固定資産税の証明書等で、DV被害者等の住所が含まれている場合、当該住所に代わる事項を記載したものを交付するものでございます。

2 ページをご覧ください。

条項第29条の2第1項及び第29条の3第1項につきましては、扶養親族等申告書の記載事項について一部変更するものでございます。

3 ページをご覧ください。

附則、第4条の3の2第1項につきましては、住宅借入金等特別控除を令和7年中に居住したものにまで延長するものでございます。

附則、第13条の3第2項につきましては、個人住民税において上場株式の配当等に係る課税方式を、所得税の課税方式と一致させるものでございます。

4 ページをご覧ください。

附則につきましては、それぞれの施行期日及び経過措置を定めるものであります。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第61号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議第62号から議第67号の上げ、説明

○議長（今野正明） 日程第23、議第62号 令和4年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）についてから日程第28、議第67号 令和4年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）についてまで、以上、各会計補正予算6件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

初めに、議第62号 令和4年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第62号 令和4年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、今般の原油価格等の高騰の状況を踏まえ、総合的に対策を講じるとともに、4回目のワクチン接種の対象拡大対応や気候変動対応のための町道等の防災対策など、緊急性の高い事業について対応をするため、所要の措置を講ずるものであります。

また、今後の公債費の増加や公共施設の老朽化等による財政需要を見込み、減債基金及び公共施設整備基金への積立てに対応しつつ、人事異動等に伴う人件費の調整を行いました。

対応する財源といたしましては、国県支出金、地方債及び繰越金等で対処するものであります。

このほか、商工観光課所管のふるさと森林公園管理運営業務等に係る債務負担行為の追加を行うものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ3億5,648万円を追加し、歳入歳出それぞれ90億8,060万円とするものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、菅間直浩君。

○総務課長（菅間直浩） ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思えます。

議第62号 令和4年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）。

令和4年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,648万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億8,060万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。  
地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次のページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

歳入。

9款地方特例交付金、314万8,000円、1,044万5,000円。

10款地方交付税、2,226万3,000円の減額、37億8,073万7,000円。

13款使用料及び手数料、71万7,000円、4,457万2,000円。

14款国庫支出金、9,762万円、10億2,312万7,000円。

15款県支出金、176万2,000円、7億9,147万1,000円。

19款繰越金、2億1,059万6,000円、5億4,037万8,000円。

21款町債、6,490万円、8億1,200万円。

歳入合計、3億5,648万円、90億8,060万円。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

1款議会費、84万4,000円、9,246万3,000円。

2款総務費、1億374万5,000円、11億7,564万9,000円。

3款民生費、717万2,000円、22億729万9,000円。

4款衛生費、599万9,000円の減額、8億4,182万2,000円。

6款農林水産業費、2,283万3,000円、7億3,148万9,000円。

7款商工費、7,691万6,000円、5億5,617万8,000円。

8款土木費、8,714万1,000円、8億7,006万2,000円。

9款消防費、711万4,000円、4億1,821万4,000円

10款教育費、1,214万7,000円、7億3,483万8,000円。

11款災害復旧費、4,402万6,000円、1億5,407万5,000円。

12款公債費、54万1,000円、12億3,907万9,000円。

歳出合計、3億5,648万円、90億8,060万円。

次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正。

追加でございます。

事項、期間、限度額を申し上げます。

白鷹町ふるさと森林公園管理運営業務、令和4年度から令和15年度。5億2,000万円。

消防ポンプ車購入事業、令和4年度から令和5年度。2,500万円。

第3表、地方債補正。

変更でございます。

初めに、起債の目的、補正後の限度額を申し上げます。

災害復旧事業、3,000万円を追加し、5,500万円。

緊急自然災害防止対策事業、2,780万円を追加し、8,680万円。

過疎対策事業、2,750万円を追加し、5億1,650万円。

臨時財政対策債、2,040万円を減額し、5,300万円。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じです。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第63号 令和4年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第63号 令和4年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、電気料金の高騰等について対応するため、所要の措置を講じるものであります。

対応する財源といたしましては、繰入金及び繰越金で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ714万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4億4,247万3,000円となるものであります。

なお、内容につきましては上下水道課長より説明いたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 上下水道課長、鈴木克仁君。

○上下水道課長（鈴木克仁） ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

議第63号 令和4年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ714万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,247万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。款、補正額、計を申し上げます。

歳入。

4款繰入金、19万6,000円、2億860万3,000円。

5 款繰越金、695万2,000円、935万2,000円。

歳入合計、714万8,000円、4 億4,247万3,000円。

次のページをお開きください。

歳出。

1 款公共下水道費、714万8,000円、2 億3,860万3,000円。

歳出合計、714万8,000円、4 億4,247万3,000円。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第64号 令和4年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第64号 令和4年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、国民健康保険事業の健全で安定した運営のための国保事業運営基金への積立て及び交付金過年度分の精算等について対応するため、所要の措置を講じるものであります。

対応する財源といたしましては、繰越金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ6,468万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ15億4,641万3,000円とするものであります。

なお、内容につきましては町民課長より説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 町民課長、橋本達也君。

○町民課長（橋本達也） ご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

議第64号 令和4年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,468万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,641万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

歳入。

3 款国庫支出金、2 万6,000円、2 万7,000円。

4 款県支出金、16万5,000円、11億1,550万1,000円。

7 款繰越金、6,449万2,000円、6,534万2,000円。

歳入合計、6,468万3,000円、15億4,641万3,000円。

次のページをお開きください。

歳出。

1 款総務費、16万5,000円、1,373万7,000円。

6 款基金積立金、3,002万5,000円、3,002万6,000円。

7 款諸支出金、3,449万3,000円、4,446万5,000円。

歳出合計、6,468万3,000円、15億4,641万3,000円。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第65号 令和4年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第65号 令和4年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、修繕工事等に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。対応する財源といたしましては繰越金で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ360万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億7,847万6,000円となるものであります。

なお、内容につきましては上下水道課長に説明いたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 上下水道課長、鈴木克仁君。

○上下水道課長（鈴木克仁） ご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

議第65号 令和4年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,847万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正、款、補正額、計を申し上げます。

歳入。

6 款繰越金、360万7,000円、428万7,000円。

歳入合計、360万7,000円、1 億7,847万6,000円。

次のページをお開きください。

歳出。

1 款農業集落排水事業費、360万7,000円、1 億1,920万6,000円。

歳出合計、360万7,000円、1 億7,847万6,000円。

以上でございます。

- 議長（今野正明） 次に、議第66号 令和4年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

- 町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第66号 令和4年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、円滑な事業運営に資するための介護給付費準備基金への積立て及び人事異動に伴う人件費の調整等に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、繰入金及び繰越金で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ7,170万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ17億9,758万7,000円となるものであります。

なお、内容につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしく願いをいたします。

- 議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

- 健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

議第66号 令和4年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,170万7,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,758万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。款、補正額、計を申し上げます。

歳入。

7 款繰入金、522万5,000円の減額、2 億7,549万6,000円。

8 款繰越金、7,693万2,000円、7,723万2,000円。

歳入合計、7,170万7,000円、17億9,758万7,000円。

3 ページをお開き願います。

歳出。

1 款総務費、43万8,000円の減額、4,468万5,000円。

4 款基金積立金、5,620万1,000円、5,623万円。

5 款諸支出金、1,594万4,000円、1,634万6,000円。

歳出合計、7,170万7,000円、17億9,758万7,000円。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第67号 令和4年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第67号 令和4年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、人事異動及びワクチン接種など新型コロナウイルス感染症への対応などにより、医業収益及び医業費用に所要の措置を講ずるものであります。

以上の結果、収益的収入及び支出にそれぞれ3,000万円を追加し、収益的収入、支出の総額をそれぞれ12億3,338万5,000円とするものであります。

なお、内容につきましては病院事務局次長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（今野正明） 病院事務局次長、渡部町子さん。

○病院事務局次長（渡部町子） ご説明いたします。

補正予算書の1ページ目をお開きください。

議第67号 令和4年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和4年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、令和4年度白鷹町立病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益、3,000万円、12億3,338万5,000円。

支出。

第1款病院事業費用、3,000万円、12億3,338万5,000円。

議会の議決を得なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第8条に定めた職員給与費の額の予定額を次のとおり補正する。

項目、補正予定額、計のみ申し上げます。

第1号、職員給与費、2,677万5,000円、6億7,335万1,000円。

説明は以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。

---

#### ○議第62号から議第67号の予算特別委員会付託

○議長（今野正明） お諮りいたします。令和4年度各会計補正予算6件は、予算特別委員会に付託し、審査することにしたと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、令和4年度各会計補正予算6件は、予算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

予算特別委員会は、明日9月7日に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

---

#### ○延会の宣告

○議長（今野正明） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延 会

〈午後3時28分〉

